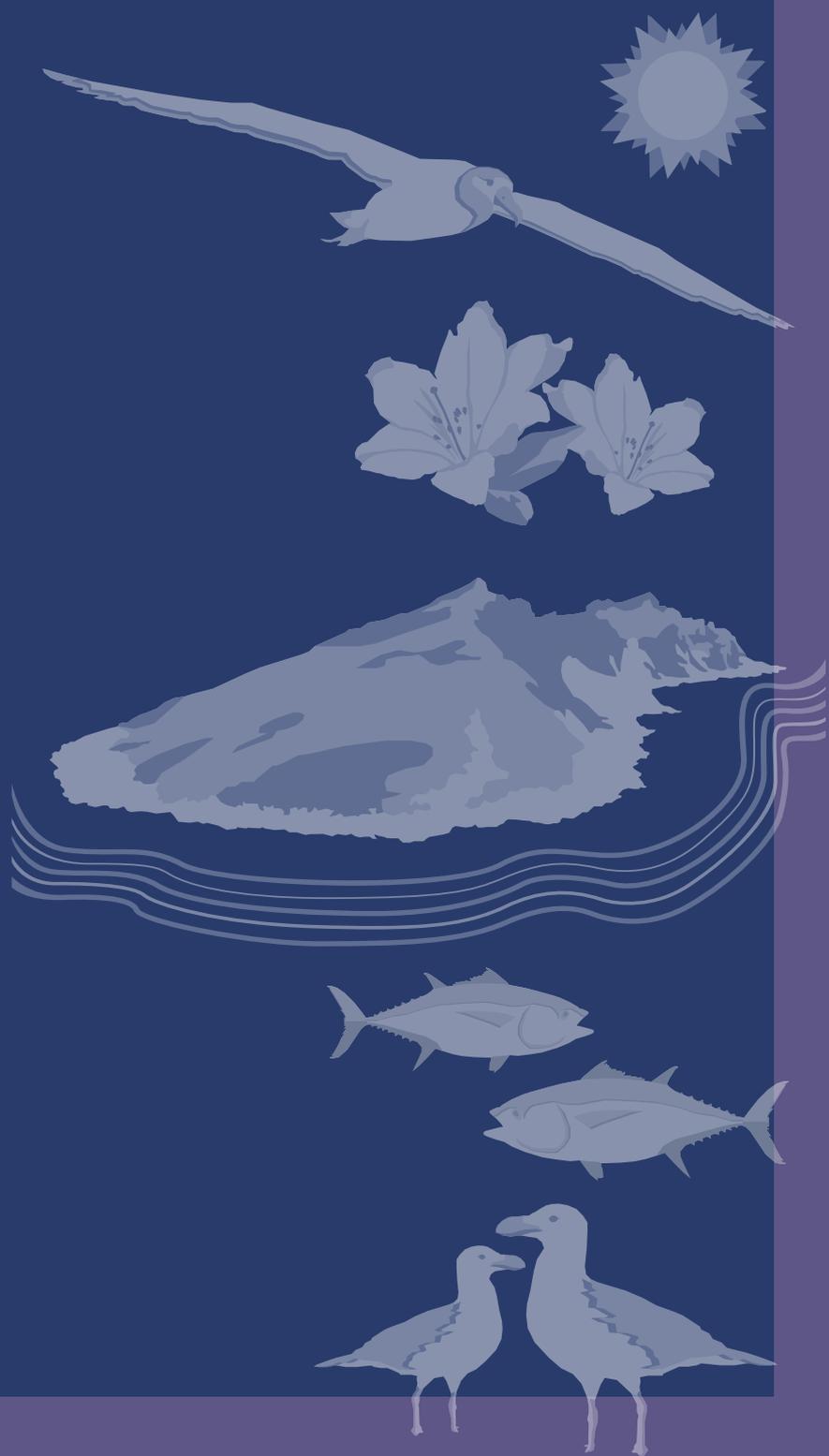


尖閣諸島関係資料集
vol.1
尖閣諸島の有効な支配(1895-1945)

この資料集について	1
1 - 尖閣諸島をめぐる出来事と資料集の位置付け	2
2 - 資料説明	3
3 - 収録資料(No.1-14)	12



この資料集について

作成目的

平成26年度から、内閣官房領土・主権対策企画調整室の委託により、尖閣諸島に関する資料調査が行われてきた。委託業務により収集されてきた資料は、同室が設置している「尖閣諸島研究・解説サイト」内の、「尖閣諸島資料ポータルサイト」に掲載され、また、資料調査報告書が公表されている。

「尖閣諸島資料ポータルサイト」は、尖閣諸島に関する資料を個別に紹介するもので、資料画像(PDFファイル)と資料概要、内容見本(関連部分の抜粋)や属性情報が表示されている。

一方、資料調査報告書は、平成31年度版として総括報告書が作成され、収集した資料のうち代表的なものを時代区分を設定して紹介している。報告書には、テーマに応じた解説と資料の紹介があるが、資料そのものについて紹介するものではない(そのため、資料画像が完全に見られない場合がある)。

そこで、調査研究や尖閣諸島についての理解促進に資することを目的に、また、資料調査の成果活用の観点からも、テーマごとに関連する資料を収録し、解説がともなった形で資料画像全体または尖閣諸島に直接関係する部分を見ることができるよう作成したものがこの資料集である。

資料集の作成にあたっては、平成31年度までの成果に依拠するとともに、資料調査及び編纂研究委員会(右にメンバー)の助言を受けた。委員各位に厚く御礼申し上げます。

また、この資料集に収録している資料は、それぞれ所蔵機関または所有者の許諾を得て掲載している。開示にあたってご協力いただいた関係機関、各氏に深謝する。

資料収録方針

当該資料が長大ではない場合には全部を収録し、ページ数が多数に及ぶ場合には特に尖閣諸島に関係する部分のみを収録した。資料画像は文字が読める大きさと掲載し、尖閣諸島に関係する部分(場合によってはその前後)のテキストを「内容見本」としてタイプした。

テキストのタイプにあたっては、旧字は基本的に新字に置き換え(沖縄縣→沖縄県など)、判読が困難な文字は■とし、明らかな誤字や誤記をそのままタイプしている部分には「(ママ)」を入れた。省略部分には「(略)」を入れている。

研究委員会委員

※座長以下五十音順

委員 高井 晋 (座長)

一般社団法人日本安全保障戦略研究所 理事長

委員 塚本 孝

元東海大学法学部 教授

委員 平野 聡

東京大学法学部 教授

委員 松田 康博

東京大学東洋文化研究所 教授

委員 三好 正弘

愛知大学 名誉教授

1 - 尖閣諸島をめぐる出来事と資料集の位置付け

(1) 尖閣諸島をめぐる出来事

尖閣諸島は東シナ海にあり、魚釣島、北小島、南小島、久場島、大正島、沖ノ北岩、沖ノ南岩、飛瀬などから構成され、1895年(明治28年)の閣議決定によって日本の領土に編入された。

1895年以前はどこにも属さない島であったが、周辺島嶼確認の一環として、1885年(明治18年)に沖縄県が現地調査を行うとともに国標建設を内務省に上申した。その後、漁業者が盛んに進出するようになり取締の必要が高まったことから、1893年(明治26年)沖縄県が県所轄と標杭建設を改めて上申し、1895年の閣議決定に至る。

閣議決定によって沖縄県の所轄となった尖閣諸島は、行政区画への編入、許認可、国有地としての管理、登記など行政権等が行使され、有効な支配が継続した。また、民間人による開拓が行われ、1896年(明治29年)に福岡県出身の商人である古賀辰四郎に開拓が許可され、1897年(明治30年)、同氏が久場島に人を送って以降、開拓が進められた。1918年(大正7年)に古賀辰四郎が死去した後も、その子息である古賀善次によって事業が引継がれ、同氏に国有地であった尖閣諸島4島(魚釣島、北小島、南小島、久場島)が払い下げられるが、第二次世界大戦の戦火の高まりによって無人となる。

戦後、尖閣諸島は、米軍(米国)が施政下に置く琉球列島の範囲に含まれ、1948年までには久場島が、後に大正島が米軍の射爆撃演習場に指定され、島の周囲への立ち入り禁止措置などがとられた。久場島は、戦前から引き続き古賀善次が地権者であったため、琉球政府を介して米軍との間に軍用地の賃借契約

が締結され賃借料の支払が行われる。

このように、戦後も戦前からの地方制度や財産が引き継がれる中、米軍(米国)施政下で琉球政府による取締や管理、調査などが行われた。その後、1972年(昭和47年)5月15日、いわゆる沖縄返還によって施政権が日本に返還され、その返還対象範囲に尖閣諸島が含まれた。

尖閣諸島は、1895年の編入から一貫して日本の領土であり、現在も日本が有効に支配している(P3参照)。

(2) 時代区分の設定

「尖閣諸島研究・解説サイト」では、1885年の沖縄県による調査以前を「時代区分I」、1885年以降、領土編入前までを「時代区分II」、領土編入から終戦までを「時代区分III」、戦後、沖縄返還に向けた動きが顕在化する頃までを「時代区分IV」、そこから沖縄返還までを「時代区分V」として、有識者コラム、時代別テーマ解説や資料集、解説動画などを掲載している。

(3) 資料集の位置付け

『尖閣諸島関係資料集1vol.1 尖閣諸島の有効な支配(1895-1945)』は、まず、1895年(明治28年)の、尖閣諸島を領土編入し、沖縄県の所轄とする閣議決定関連資料を収録し、次いで、領土編入以降、行政区画への編入、法令の適用、許認可、国有地としての管理、登記などを通じて日本が尖閣諸島を有効に支配してきたことを示す資料を収録している。

この資料集の位置付けを概括すれば次の通りである。

資料集の位置付け

1895年(明治28年)の閣議決定以降、尖閣諸島が沖縄県の所轄に編入され、行政区画に組み込まれたことがわかる

国有地であった尖閣諸島4島(魚釣島、北小島、南小島、久場島)が民間人に払い下げられ、その際に土地の査定が行われ記録が作成されたことなど、尖閣諸島の管理の具体例がわかる

総じて、我が国が尖閣諸島に継続的に行政権等を行使し、有効に支配してきたことがわかる

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

尖閣諸島をめぐる出来事



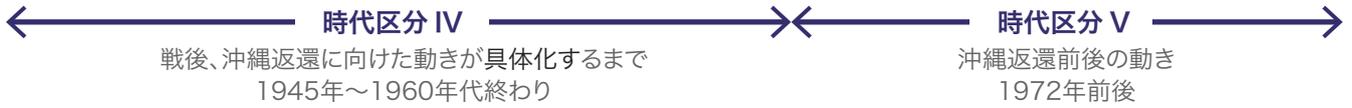
	1885年(明治18年)	1895年(明治28年)
中央	<p>※沖縄県知事が政府に尖閣諸島への国標建設の指揮を請う(1885年9月)</p> <p>1895年1月14日 国標建設を閣議決定、沖縄県所轄編入(領土編入)</p> <p>1896年3月5日 明治29年勅令13号により尖閣諸島が八重山郡に編入</p> <p>1901年 尖閣諸島4島が八重山郡大浜間切登野城村の小字に編入 <small>※魚釣島、南小島、北小島、久場島</small></p> <p>1908年 八重山村が新設され尖閣諸島が同村の所属になる</p> <p>1926年9月- 古賀善次から尖閣諸島4島の土地使 用料を徴収</p> <p>1932年- 尖閣諸島4島を土 地台帳に登記 し、地租設定 <small>※不動産税</small></p> <p>1939年 農林省資源調査 団が尖閣諸島の 上陸調査を実施</p>	<p>1920年 大正島を八重山郡 石垣村に編入</p> <p>1932年 尖閣諸島4島を古賀 善次に払い 下げ</p> <p>1939年 農林省資源調査 団が尖閣諸島の 上陸調査を実施</p>
地方	<p>1885年10月 沖縄県が尖閣 諸島を調査</p> <p>1890年1月13日 水産事業者取 締を理由に沖 縄県知事が政 府に所轄編入 を上申</p> <p>1893年11月2日 沖縄県知事が 国標建設を政 府に上申</p> <p>1891年末 尖閣諸島を八重山 警察署の管轄に仮 編入</p> <p>尖閣諸島への漁業者の進 出が活発となり、尖閣諸島 に出漁した漁業者の遭難 が相次ぐなど、取締りや管理 の必要性が生じた。</p> <p>1889年 石垣島に水 産業奨励組 織「八重山 島共同水産 会社」設立</p> <p>1889年 沖縄県が漁 業者から尖 閣諸島への 進出状況を 聞き取り</p>	<p>1901年 尖閣諸島4島が八重山郡大浜間切登野城村の小字に編入 <small>※魚釣島、南小島、北小島、久場島</small></p> <p>1908年 八重山村が新設され尖閣諸島が同村の所属になる</p> <p>1926年9月- 古賀善次から尖閣諸島4島の土地使 用料を徴収</p> <p>1932年 尖閣諸島4島を古賀 善次に払い 下げ</p> <p>1932年- 尖閣諸島4島を土 地台帳に登記 し、地租設定 <small>※不動産税</small></p>
尖閣諸島の産業利用	<p>1889年末 久場島、魚釣 島に八重山島 共同水産会社 が出漁を開始</p> <p>1893年 八重山方面以 外からも漁業 者集団が尖閣 諸島への出漁 を計画</p> <p>1897年3月 古賀辰四郎が 労働者を尖閣 諸島に派遣。 久場島を中心 に開拓開始</p> <p>1908年頃 鯉節製造事業 が軌道にのり 古賀辰四郎に よる尖閣諸島 の開拓が進む</p> <p>尖閣諸島が 無人島となる</p>	<p>1897年3月 古賀辰四郎が 労働者を尖閣 諸島に派遣。 久場島を中心 に開拓開始</p> <p>1908年頃 鯉節製造事業 が軌道にのり 古賀辰四郎に よる尖閣諸島 の開拓が進む</p> <p>尖閣諸島が 無人島となる</p>
諸外国の動き	<p>1884年-85年 清仏戦争(ベト ナムの宗主権 を巡って勃発)</p> <p>1885年4月 巨文島事件(英露が 対立し朝鮮南部の 離島である巨文島 を英国海軍が占領)</p>	<p>1894年8月1日 明治27年 日清戦争 宣戦布告</p> <p>1895年4月17日 明治28年 日清戦争終結 (下関条約)</p>

尖閣諸島関係資料集vol.1

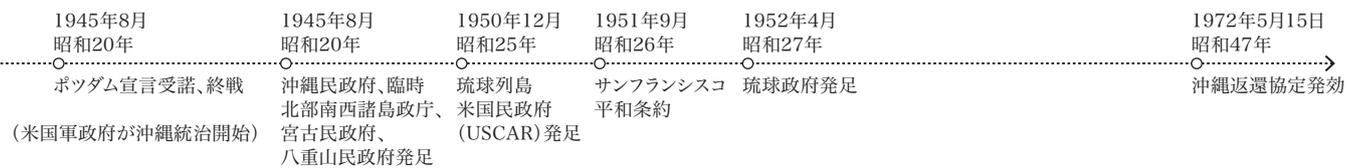
1868年 明治元年 1879年 明治12年 1894年8月1日 明治27年 1895年4月17日 明治28年 1939年 昭和14年

○ 明治政府樹立 ○ 沖縄県設置(琉球藩廃止) ○ 日清戦争宣戦布告 ○ 日清戦争終結(下関条約) ○ 第二次世界大戦開戦

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



	1945年(昭和20年)	1969年(昭和44年)
米国(米軍)	<p>1948年 久場島を米軍射爆撃演習場に指定</p> <p>1950年12月 琉球列島米国民政府(USCAR)が発足し、尖閣諸島は施政対象となる琉球の範囲に含まれた</p>	<p>1969年6月 尖閣諸島周辺海域の海底地質調査(総理府委託)</p> <p>1971年6月17日 沖縄返還協定に日米が署名。合意議事録の「琉球諸島及び大東諸島」の範囲に尖閣諸島が含まれた</p>
地方	<p>1950年代 琉球政府は尖閣諸島を管轄下におき、琉球警察による取締など管理を実施</p> <p>1955年3月 魚釣島近海で発生した第三清徳丸事件にUSCAR、琉球政府が対応</p>	<p>1958年 米国が琉球政府との間に、久場島<small>※</small>を含む軍用地の総括賃借契約を締結 <small>※地権者は古賀善次</small></p> <p>1969年 石垣市が尖閣諸島に行政標柱を建立</p> <p>1970年7月 米国民政府からの提案により、琉球政府が尖閣諸島5島に不法入域に対する警告板を設置</p>
学術調査等	<p>1950年 高良鉄夫氏による尖閣諸島の学術調査が行われる</p>	<p>以降も、琉球大学等による学術調査が継続的に行われる</p> <p>1971年 琉球大学が総合的な学術調査を実施</p> <p>1979年 旧沖縄開発庁が学術調査、利用開発可能性調査を実施</p>
尖閣諸島の産業利用	<p>1950年代 各機関が尖閣諸島周辺海域を含む漁場調査等を実施</p> <p>九州の漁業関係者が操業を開始するなど、戦前同様、尖閣諸島周辺海域は漁場として利用された</p>	<p>琉球政府許可のサンゴ漁について、尖閣諸島周辺海域が漁場として利用される</p> <p>1969年5月 国連アジア極東経済委員会(ECAFE)が尖閣諸島、台湾周辺海域の石油埋蔵可能性を示す報告書を公表</p> <p>1971年6月 台湾が尖閣諸島の領有権を主張(尖閣諸島の領有権に関する根拠のない独自の主張)</p> <p>1971年12月30日 中国政府初の公式声明(尖閣諸島の領有権に関する根拠のない独自の主張)</p>
諸外国の動き	<p>米軍は戦時中から尖閣諸島が沖縄の範囲にあることを認識</p>	<p>1945年8月 ポツダム宣言受諾、終戦(米国民政府が沖縄統治開始)</p> <p>1945年8月 沖繩民政府、臨時北部南西諸島政府、宮古民政府、八重山民政府発足</p> <p>1950年12月 琉球列島米国民政府(USCAR)発足</p> <p>1951年9月 サンフランシスコ平和条約</p> <p>1952年4月 琉球政府発足</p> <p>1972年5月15日 沖縄返還協定発効</p>

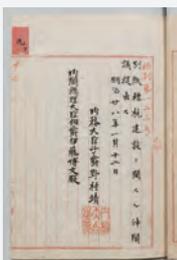


2 資料説明

水産事業者取締の理由から沖縄県の所轄と標杭建設を閣議決定

1885年(明治18年)の沖縄県による調査以降、1889年頃から尖閣諸島への漁業者の渡島が活発化し、水産事業者の取締の必要性が高まった。沖縄県は、1893年11月2日、これまで無人島だった久場島、魚釣島について、近年漁業を試みる者があり取締を要するため、沖縄県の所轄とし標杭を建設したい旨上申し、1895年(明治28年)1月12日、内務大臣は、「標杭建設ニ関スル件」を提出して閣議を求めた(→No.1)。

No.1 沖縄県の上申について内務大臣が閣議を求めた文書 秘別第一三三号 標杭建設ニ関スル件



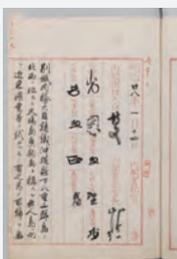
これまで無人島だった尖閣諸島に、近年漁業を試みる者が現れたため、沖縄県の所轄に編入したいとの県知事要望に対し、内務大臣はこれを認める旨回答したいとして閣議に提出したもの。

1895年(明治28年)1月12日
所蔵: 国立公文書館

→ p.13

内務大臣の請議を受け、同年1月14日、久場島、魚釣島に標杭を建設することが閣議決定された(→No.2)。

No.2 尖閣諸島への国標建設と沖縄県所轄を認める 閣議決定 [閣議決定 標杭建設ニ関スル件請議ノ通]



尖閣諸島の沖縄県への所轄編入を許可する閣議決定内容。

1895年(明治28年)1月14日
所蔵: 国立公文書館

→ p.17

領土編入以降、尖閣諸島には以下に例示する行政権等が行使され、日本により有効に支配された。

①所轄 - 尖閣諸島の行政区画への編入

領土(沖縄県)編入後、八重山郡の所属となる →表中A

1895年(明治28年)の閣議決定によって沖縄県の所轄となった尖閣諸島は、編入翌年の1896年(明治29年)、勅令第13号「沖縄県郡編制ニ関スル件」(→No.3)の公布によって八重山郡に属することになった。

No.3 沖縄県の郡編成に関する勅令 明治29年勅令第13号



沖縄県を5郡に画し、各郡に行政上属する地域を定める勅令。八重山諸島が八重山郡となったことで、尖閣諸島は同郡の所属となった。

1896年(明治29年)3月5日
所蔵: 国立公文書館

→ p.21

その後、例えば沖縄県の土地の状況等をまとめた『沖縄県統計書(明治28年-明治29年)』には、魚釣島、久場島が八重山郡石垣島の所属であることや、両島の周囲や海上里程が記載されている(→No.4)。

No.4 魚釣島、久場島が八重山郡所属であることを示す資料 土地 [第一〇 島嶼ノ位置及周囲面積]

沖縄県が地勢等についてまとめた統計書。「土地」の部、「島嶼ノ位置及周囲面積」の項に、久場島、魚釣島についての記載があり、所属は八重山郡、地名は石垣島となっている。

1900年(明治33年)6月28日
所蔵: 沖縄県立図書館

→ p.35

登野城村の小字編入後、八重山村の所属になる →表中B

1899年(明治32年)、沖縄県臨時土地整理事業が始まり沖縄県全島で測量事業が行われた。1901年(明治34年)には尖閣諸

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

島を含む八重山各島の図面が製図され、宮古・八重山諸島の土地整理事業が1902年(明治35年)に終了すると、同年、測量結果を反映した図面が刊行されている(→No.5、No.6)。

No.5 土地整理事業による測量の結果作成された図面 八重山郡大浜間切登野城村全図



沖縄県の臨時土地整理事業による測量の結果、調製された尖閣諸島4島(久場島、魚釣島、北小島、南小島)の図面。

1902年(明治35年)12月1日
所蔵:石垣市教育委員会市史編集課

→ p.39

No.6 土地境界を確定するための久場島の図 公図(謄本) [沖縄県石垣市 登野城 久場島]



「八重山郡大浜間切登野城村全図」(→No.5)と対になる公図(土地の位置や形状を確定するための地図)の久場島部分。

1902年(明治35年)
所蔵:那覇地方務局石垣支局

→ p.41

1902年、測量結果をもとに宮古・八重山諸島の行政区画の再編が行われ、「明治35年沖縄県令第49号」によって、尖閣諸島は、八重山郡大浜間切登野城村の小字に編入されることになった(→No.7)。

『沖縄県統計書(明治35年度)』には、南小島、北小島、魚釣島、久場島の4島が、「地目:原野」、「所属:八重山郡大浜間切登野城村」として記載されている。この頃は間切(まぎり)という地域単位が存在し、尖閣諸島は、大浜間切内登野城村の所属であった。

No.7 尖閣諸島4島を八重山郡大浜間切登野城村の小字に編入する県令 明治35年沖縄県令第49号



八重山郡魚釣島、久場島、その他附近の島嶼を沖縄県八重山郡大浜間切登野城村の区域に編入する沖縄県令。

1902年(明治35年)12月3日(県令)
『沖縄県令達類纂』上、1906年刊
所蔵:那覇市歴史博物館

→ p.43

1907年(明治40年)には、沖縄県に島嶼町村制が施行され間切が廃止となり、1908年(明治41年)、南小島、北小島、魚釣島、久場島の尖閣諸島4島は八重山郡八重山村の所属となった(→No.8)。

No.8 尖閣諸島が八重山村の所属となったこと、小字名が確認できる資料 明治35年沖縄県令第49号(別冊)



資料No.7で省略されていた小字名(別冊部分)と、新たに八重山村が置かれ尖閣諸島4島が同村の所属となったことを確認できる資料。

1902年(明治35年)12月3日(県令)
『沖縄県令達類纂』上、1911年刊
所蔵:京都大学法学部図書室

→ p.45

その後尖閣諸島は、石垣村、石垣町、石垣市と所属が変わっていくが、八重山諸島の一部としての位置づけは不変であり、継続的に管理が行われてきた。

なお、大正島は所属町村が未定であったが、1920年(大正9年)に沖縄県及島嶼町村制に依り八重山郡石垣村に編入され、字登野城大正島と称するとされた(→No.9)。

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

No.9

大正島の八重山郡石垣村編入、字名設定を公告する官報 官報(第2507号)



大正島を1920年(大正9年)2月17日付けで八重山郡石垣村に編入し、字登野城大正島と称する(3月18日付け)ことを沖縄県が公告した官報。

1920年(大正9年)12月9日
所蔵: 国立国会図書館

……> p.49

No.11

南小島、北小島のリン鉱試掘願を不許可とする公示 鉱業事項試掘不許可(北小島、南小島)



尖閣諸島の北小島と南小島におけるリン鉱の試掘願が不許可となったことを伝える官報。

1922年(大正11年)6月6日
所蔵: 沖縄県公文書館

……> p.57

②法令の適用

尖閣諸島の領土編入以降、法令の適用範囲に尖閣諸島が含まれてきた。特に適用除外する場合はその旨規定する。例として、塩専売法、煙草専売法、葉煙草専売法の適用範囲に魚釣島を含めない勅令がある。この資料集では、葉煙草専売法を施行しない地域を指定する勅令を収録する(→No.10)。

No.10

葉煙草専売法を施行しない地域に魚釣島を含める勅令 勅令第百六十九号【葉煙草専売法ヲ施行セサル地方指定】



葉煙草専売法を施行しない地方を指定する勅令。指定地のうち、沖縄県管下の離島が多くあり、その中に魚釣島が含まれている。

1897年(明治30年)5月31日
所蔵: 国立公文書館

……> p.51

③許認可

尖閣諸島の燐(リン)鉱資源の試掘について、政府は、許認可を行っていた。1922年(大正11年)、沖縄県宮古郡の個人が申請した北小島、南小島における燐試掘が、すでに同地に試掘権が設定されていたため不許可とされた(→No.11)。

また、古賀辰四郎から事業を継承した古賀善次が、珊瑚漁業の操業漁場として八重山郡尖閣諸島を沖縄県に申請し、同県がそれを許可した(※1)。

④国有地管理・処分

30年間の無償貸与後、尖閣諸島4島が古賀善次に払い下げられる →表中心

領土編入後の1896年(明治29年)、沖縄県は、尖閣諸島の開拓を海産物商人の古賀辰四郎に許可し、政府は、尖閣諸島4島(魚釣島、北小島、南小島、久場島)を30年間無償貸与することを決定した。

古賀辰四郎の死去(1918年(大正7年))に伴い事業を引き継いだ古賀善次(辰四郎の長男)は、1926年(大正15年)に無償貸与期間が終了すると、毎年借地料を払い島を使用していたが、1930年(昭和5年)に政府に払い下げを願い出た。

古賀善次からの願いを受け、農林省熊本営林局沖縄営林署は、現地調査を行い地価を査定し(→No.12、No.13)、1932年(昭和7年)、尖閣諸島4島は古賀善次に払い下げられた。その後、第二次大戦の戦火の拡大とともに尖閣諸島は無人の島となった(※2)。

No.12

尖閣諸島4島払下げに関する土地価格査定調査書 沖第1238号 八重山郡石垣町大字登野城処分調査書



古賀善次が尖閣諸島4島の払い下げを願い出たことを受け、沖縄営林署が現地調査を行った結果作成した土地価格の査定書。

1930年(昭和5年)
所蔵: 国立公文書館

……> p.59

※1 「尖閣列島の珊瑚漁業 古賀商店へ許可」『先島朝日新聞』(1935年(昭和10年)7月3日付)

※2 古賀善次が事業を引き継いで以降、尖閣諸島での開拓や経営は次第に縮小していった。1944年(昭和19年)10月には沖縄本島の中心地である那覇が空襲を受けた。那覇に居住していた古賀善次は、夫人とともに本土に疎開した。翌1945年(昭和20年)には、尖閣諸島は完全に無人化したと考えられている。

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

No.13

**調査書に添付された現地調査野帳
整理調査表 [八重山郡石垣町登野城字南小島北小島]**



尖閣諸島4島の払い下げに際して作成された処分調査書(→No.12)に添付された、調査野帳(測量調査票)。

1930年(昭和5年)
所蔵: 国立公文書館

→ p.67

⑤土地の登記

古賀善次に払い下げられた尖閣諸島4島(南小島、北小島、魚釣島、久場島)の各島は、その所有権の移転に伴い、土地台帳に登録されると共に、地租(不動産税)が設定された。

那覇地方務局石垣支局には、尖閣諸島4島に大正島(官有)を加えた土地台帳が残されており(→No.14)、登記内容を修正した登記簿もある(いずれも閉鎖された登記簿)。

No.14

**尖閣諸島5島の土地台帳
土地登記簿謄本
(閉鎖謄本: 南小島、北小島、魚釣島、久場島、大正島)**



古賀善次に払い下げられた尖閣諸島4島(南小島、北小島、魚釣島、久場島)が登記された土地台帳(閉鎖謄本)。

1932年(昭和7年)以降
所蔵: 那覇地方務局石垣支局

→ p.71



本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

尖閣諸島の有効な支配(主な出来事)

1895年(明治28年)

中央

1895年1月12日 No.1
内務大臣が閣議を要請

沖縄県からの所轄編入と標杭建設の上申について内務大臣が閣議を求める

1897年5月31日 No.10
葉煙草専売法を施行しない地域に魚釣島を指定

尖閣諸島の魚釣島が、葉煙草専売法を施行しない地域に含まれた(指定地の多くは沖縄県下の離島)

②法令の適用範囲

煙草専売法、塩専売法を施行しない地域に魚釣島が指定される

1895年1月14日 No.2
標杭建設を閣議決定 沖縄県所轄編入(領土編入)

沖縄県の上申を認め、尖閣諸島を沖縄県の所轄とすること、標杭を建設することを閣議決定

1896年3月5日 No.3
尖閣諸島が八重山郡に編入される

明治29年勅令13号により、尖閣諸島が八重山郡に編入される(八重山諸島を八重山郡と指定)

明治28・29年度の沖縄県統計書にも八重山郡に尖閣諸島が記載される No.4

①尖閣諸島の所轄

尖閣諸島の沖縄県所轄への編入

地方

1899年
沖縄県臨時土地整理事業開始

尖閣諸島を含む沖縄全島で測量が行われる

1902年12月 No.5 No.6
尖閣諸島の土地整理図が作成される

「八重山郡 大浜間切登野城村全図」、「土地整理図 尖閣諸島」が作成される

1920年 No.9
大正島を八重山郡石垣村に編入

大正島を八重山郡石垣村に編入し、字登野城大正島と称することを沖縄県が公告

1896年8月
古賀辰四郎に開拓許可、30年間無償貸与を決定

尖閣諸島の開拓を許可し、30年間の無償貸与を決定

1901年 No.7
尖閣諸島4島が大浜間切登野城村の小字に編入

明治35年沖縄県令49号により、尖閣諸島4島が八重山郡大浜間切登野城村の小字に編入される

※魚釣島、南小島、北小島、久場島

1908年 No.8
尖閣諸島4島が八重山村の所属になる

沖縄県に町村制が施行され、尖閣諸島が、新設された八重山村の所属になる

①尖閣諸島の所轄

尖閣諸島の産業利用

1897年
尖閣諸島の開拓開始

古賀辰四郎が労働者を尖閣諸島に派遣。久場島を中心に開拓開始

1899年
尖閣諸島への汽船の寄港が実現

古賀辰四郎が沖縄県知事に大阪商船の汽船が尖閣諸島に寄港するよう斡旋を依頼し実現

1908年頃
尖閣諸島の開拓が進展する

経節製造事業が軌道にのり古賀辰四郎による尖閣諸島の開拓が進む

古賀辰四郎に藍綬褒章下賜(1909年11月22日)

動向、出来事

1900年
久場島で学術調査が行われる

宮島幹之助による調査が行われ、学術誌に報告が掲載される

1907年9月
沖縄県職員が尖閣諸島を視察

沖縄県の技師が、水産業の状況等、尖閣諸島の状況視察を行う

1908年
尖閣諸島でリン鉱資源の調査が行われる

沖縄県から委嘱を受けた恒藤規隆一行による調査が行われた

沖縄県が発行する行政刊行物に尖閣諸島が記載される

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

**1939年
資源調査団が尖閣諸島の調査を実施**

農林省の調査団に石垣島測候所所員らが同行し、各島で調査を実施。学術誌でも報告された

**1922年6月6日
リン鉱試掘願が不許可となる**



北小島、南小島におけるリン鉱の燐試掘が、すでに同地に試掘権が設定されていたため不許可となった

③ 許認可

**1935年
尖閣諸島における珊瑚漁業を許可**

珊瑚漁業の操業漁場を八重山郡尖閣諸島として申請した古賀善次に許可

**1926年9月-
尖閣諸島4島の
土地使用料を徴収**

無償貸与期間終了に伴い、古賀善次から徴収

④ 国有地管理・処分

**1930年7月
尖閣諸島4島の
土地価格を査定**



古賀善次が払い下げを願い出たのを受け、沖縄営林署が査定

**1932年
尖閣諸島4島を
払い下げ**

土地価格の査定結果に基づき、尖閣諸島4島を古賀善次に払い下げ

**1932年
尖閣諸島4島を土地
台帳に登記し、地租設定**



所有権の移転に伴い、土地台帳に登記されるとともに、地租が設定された

※不動産税のこと。大正島は官有地のまま

⑤ 登記

... 古賀辰四郎が死去(1918年8月28日)
開拓事業は古賀善次に承継

**1919年12月3日
魚釣島で中華民国の
漁船遭難者を救助**

魚釣島で産業に従事する滞在者が、中国漁船遭難者を救助

**1919年、1920年
漁船遭難救助者に
中華民国領事から感謝状**

感謝状には、遭難場所として「日本帝国 沖縄県八重山郡尖閣列島内和洋島」と記載

※魚釣島のこと

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

3 - 収録資料

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

尖閣諸島の沖縄県所轄への編入



沖縄県の上申について内務大臣が閣議を求めた文書

秘別第一三三号 標杭建設ニ関スル件

1895年(明治28年)1月12日

資料概要

沖縄県知事が内務大臣に宛てて1893年(明治26年)11月2日付で提出した、尖閣諸島を沖縄県に所轄編入したいという内容の上申書(※1)への回答に際し、1895年(明治28年)1月12日付で内務大臣が作成した閣議への請議文書。

これまで無人島だった尖閣諸島だが近年漁業を試みる者が現れたため、沖縄県の所轄と標杭建設の県知事要望に対し、内務大臣はこれを認める旨回答したいとして閣議に提出した(参考画像:閣議提出文書)。

この請議を受け、1895年1月14日に閣議が開かれ、沖縄県知事の上申の通り認めることを決定した(→No.2)。

内容見本

秘別第一三三号
標杭建設ニ関スル件
沖縄県下八重山群島ノ北西二位スル久場島魚釣島ハ従来無人島ナレトモ近来ニ至リ該島ヘ向ケ漁業等ヲ試ムル者有之之カ取締ヲ要スルヲ以テ同県ノ所轄トシ標杭建設致度旨同県知事ヨリ上申有之右八同県ノ所轄ト認ムルニ依リ上申ノ通り標杭ヲ建設セシメントス
右閣議ヲ請フ

※1 「甲第百十一号 久場島魚釣島へ本県所轄標杭建設之義ニ付上申」
『帝国版図関係雑件』(外務省外交史料館所蔵)

作成年月日	1895年(明治28年)1月12日
編著者	内務大臣子爵野村靖
発行者	-
収録誌	「沖縄県下八重山群島ノ北西二位スル久場島魚釣島へ標杭ヲ建設ス」『公文類聚・第十九編・明治二十八年・第二巻・政綱一・帝国議会・行政区・地方自治一』
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館で利用手続きを行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

印
秘別第一三三三号

右	ヲ	ム	申	建	ヲ	者	談	来	ニ	沖	標
閣	建	ル	有	設	以	有	島	無	位	繩	枕
議	設	ニ	之	致	テ	之	ハ	人	ス	縣	建
ヲ	セ	依	右	度	同	之	向	島	ル	下	設
請	シ	リ	ハ	旨	縣	レ	ケ	ナ	久	八	ニ
フ	メ	上	同	同	ノ	カ	漁	レ	場	重	關
	ン	申	縣	縣	所	取	業	氏	島	山	ス
	ト	ノ	知	知	轄	締	等	近	魚	群	ル
	ス	通	所	事	ト	ヲ	ヲ	来	釣	島	件
	リ	リ	轄	ヨ	シ	要	試	ニ	島	ノ	北
	標	ト	ト	リ	標	ス	ム	至	ハ	北	西
	枕	認	上	枕	ル	ル	ル	リ	從	西	

務
 官

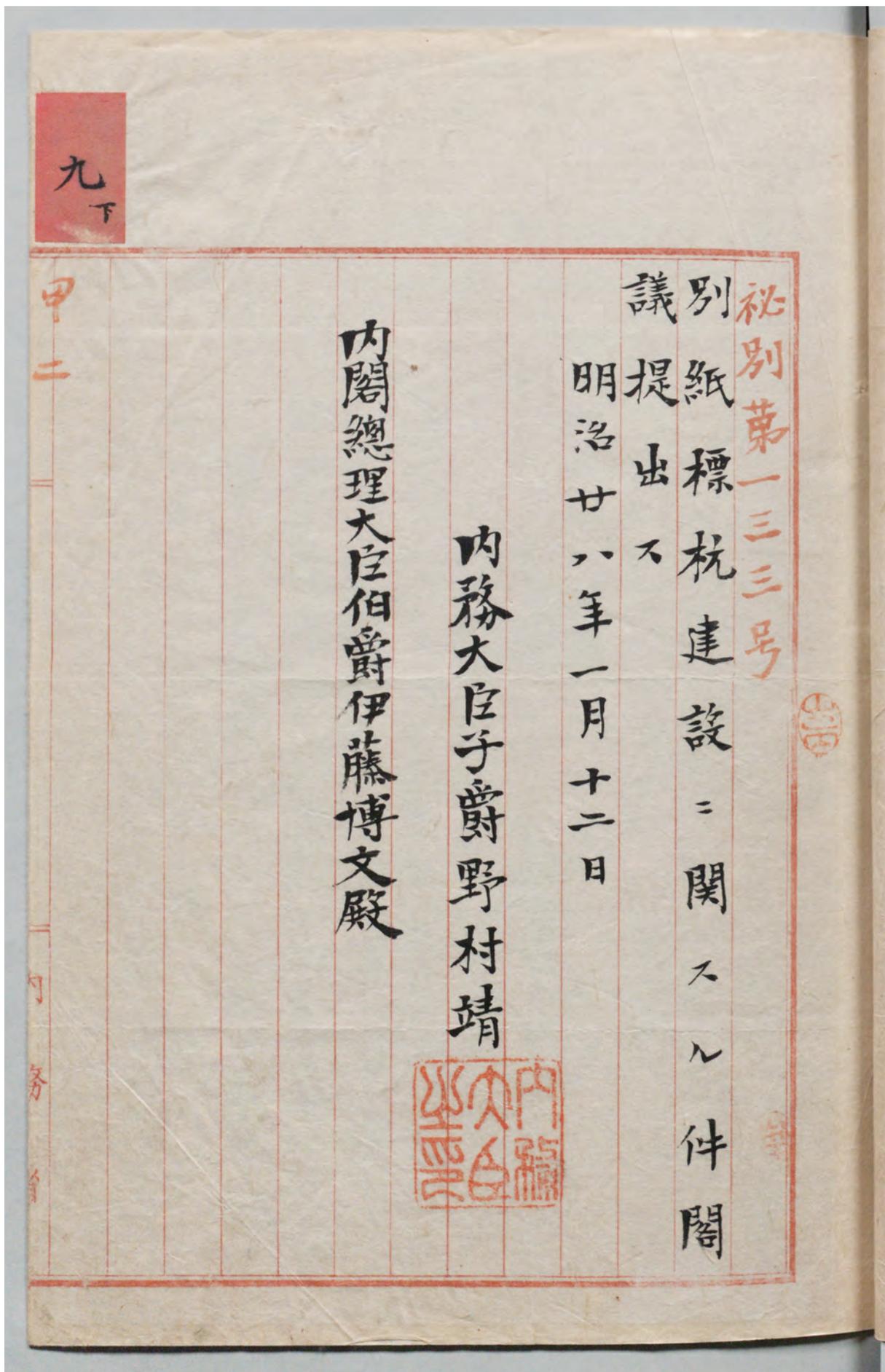
本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

明治廿八年一月十二日

内務大臣子爵野村靖



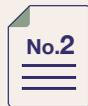
本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



参考画像

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

尖閣諸島の沖縄県所轄への編入



尖閣諸島の沖縄県所轄と標杭建設を認める閣議決定

[閣議決定 標杭建設ニ関スル件請議ノ通]

1895年(明治28年)1月14日

資料概要

尖閣諸島の沖縄県への所轄編入を許可する閣議決定内容(1895年1月14日付)。閣議決定の文面には、久場島、魚釣島と称する無人島で漁業を試みる者があり、その取締の必要があることから、沖縄県知事からの上申の通り、沖縄県所轄と認め標杭の建設を許可するとある。

なお、文中の「別紙」(内務大臣請議)は、「秘別第一三三号 標杭建設ニ関スル件」(→No.1)のこと。

内容見本

別紙内務大臣請議沖縄県下八重山群島ノ北西二位スル久場島魚釣島ト称スル無人島ヘ向ケ近来漁業等ヲ試ムルモノ有之為メ取締ヲ要スルニ付テハ同島ノ儀ハ沖縄県ノ所轄ト認ムルヲ以テ標杭建設ノ儀同県知事上申ノ通許可スヘシトノ件ハ別ニ差支モ無之ニ付請議ノ通ニテ然ルヘシ

指令案

標杭建設ニ関スル件請議ノ通

明治二十八年一月二十一日(印)

作成年月日	1895年(明治28年)1月14日
編著者	内閣
発行者	-
収録誌	「沖縄県下八重山群島ノ北西二位スル久場島魚釣島ヘ標杭ヲ建設ス」『公文類聚・第十九編・明治二十八年・第二卷・政綱一・帝国議会・行政区・地方自治一』
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館で利用手続きを行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

庚
三
六
九

内
甲
二

明治廿八年一月十四日

内閣書記官

政
綱

印

印

内閣總理大臣 伊藤

内閣書記官長 野村

野村

外務大臣 小幡

大蔵大臣 岡本

海軍大臣 東郷

文部大臣 野村

逓信大臣 小幡

内務大臣 若原

陸軍大臣 桂

司法大臣 小幡

農商務大臣 若原

別紙内務大臣請議沖繩縣下八重山群島、
北西ニ位スル久場島、魚釣島ト稱スル無人島ニ向
ケ近來澳業等ヲ試ムルモノ有之為メ取締リ要

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

然ルヘシ
 一レトノ件ハ別ニ差支モ無之ニ付請議ノ通
 以テ標杭建設ノ儀令縣知事上申ノ通許可ス
 然ニ付テハ同島ノ儀ハ沖繩縣ノ所轄ト認ムルヲ

指 名 案

標杭建設ニ関スル件請議ノ通

明治廿八年一月廿七



内
閣

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

①尖閣諸島の所轄



沖縄県の郡編成に関する勅令

明治29年勅令13号

1896年(明治29年)3月5日

資料概要

沖縄県を島尻、中頭、国頭、宮古、八重山の5郡に画し、各郡に行政上属する地域を定める勅令(1896年(明治29年)3月5日付)。内務省令第2号(※1)によって、同年4月1日に施行された。

1880年(明治13年)以降、沖縄県は那覇、首里、島尻、中頭、国頭、伊平屋、久米島、宮古、八重山の9つの地方に分けられており、各地方に地方役所が設置され、現在の市町村に相当する「間切」が各地方役所の監督下に置かれていた。

この勅令第13号によって、島尻、中頭、国頭、宮古、八重山に郡制が、勅令第19号(※2)によって那覇、首里に区制が敷かれたことで、沖縄県は、2区5郡制となった。2区5郡制以降、各間切は郡役所の監督下に置かれることとなった。

この勅令には、尖閣諸島について明記されていないが、この勅令が公布された直後の『沖縄県統計書』(→No.4)をみても、八重山郡の所属となっていることから、行政上、尖閣諸島が八重山郡に所属することが確定したと考えられる。

なお、1885年(明治18年)の沖縄県による調査以降、尖閣諸島の沖縄県所轄への編入に至る過程では、八重山島役所から所轄編入の伺いが沖縄県に出されており(1889年(明治22年)12月)、また沖縄県は、尖閣諸島を八重山島警察署の仮所轄に編入している(1891年12月)。このように、1885年の沖縄県による調査以降、尖閣諸島は一貫して八重山島の付属島嶼として扱われた。

※1 「内務省令第2号」『官報』(第3806号)1896年3月10日
(国立国会図書館所蔵:デジタルコレクションで閲覧可能)

※2 「沖縄県区制・御名御璽原本・明治二十九年・勅令第十九号」
1896年3月5日公布、同年4月1日施行
(国立公文書館所蔵:デジタルアーカイブで閲覧可能)

内容見本

朕沖縄県ノ郡編制ニ関スル件ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

(御名御璽)

明治二十九年三月五日
内閣総理大臣侯爵伊藤博文
内務大臣芳川顕正

勅令第十三号

第一条 那覇首里両区ノ区域ヲ除ク外
沖縄県ヲ画シテ左ノ五郡トス

島尻郡 島尻各間切久米島慶良間諸
島渡名喜島粟国島伊平屋諸
島鳥島及大東島

中頭郡 中頭各間切

国頭郡 国頭各間切及伊江島

宮古郡 宮古諸島

八重山郡 八重山諸島

第二条 郡ノ境界若クハ名称ヲ変更ス
ルコトヲ要スルトキハ内務大臣之ヲ定ム
附則

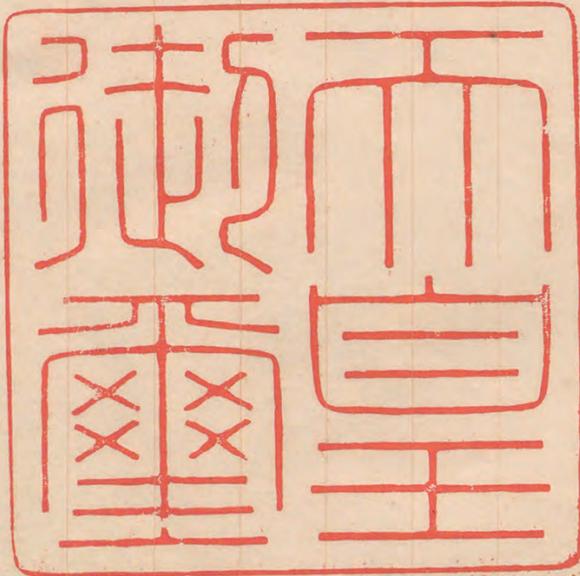
第三条 本令施行ノ時期ハ内務大臣之ヲ定ム

作成年月日	1896年(明治29年)年3月5日
編著者	内閣
発行者	内閣
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館で利用手続きを行う (デジタルアーカイブで閲覧する)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

朕沖繩縣ノ郡編制ニ關スル件ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

睦仁



明治二十九年三月五日

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

内閣総理大臣候爵 伊藤博文
内務大臣 芳川顕正

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

勅令第十三號

第一條 那覇首里兩區ノ區域ヲ除ク外

沖繩縣ヲ畫シテ左ノ五郡トス

島尻郡 島尻各間切久米島慶良間諸

島渡名喜島粟國島伊平屋諸

島鳥島及大東島

中頭郡 中頭各間切

國頭郡 國頭各間切及伊江島

宮古郡 宮古諸島

八重山郡 八重山諸島



本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

第二條 郡ノ境界若クハ名稱ヲ變更ス
ルコトヲ要スルトキハ内務大臣之ヲ
定ム

附則

第三條 本令施行ノ時期ハ内務大臣之
ヲ定ム

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

①尖閣諸島の所轄



魚釣島、久場島が八重山郡所属であることを示す資料

土地 [第一〇 島嶼ノ位置及周囲面積]

1900年(明治33年)6月28日

資料概要

沖縄県が、管内の土地、人口、農業、財政、警察等についてまとめた統計書(明治28年分、明治29年分の合冊)のうち、「土地」の部、「島嶼ノ位置及周囲面積」の項に掲載された、尖閣諸島の久場島、魚釣島についての記載。島嶼の名称、所属、地名、位置、周囲、面積ならびに里程(距離)が示されている。両島ともに所属は八重山郡、地名は石垣島となっている。

所属の記載から、明治29年勅令13号「沖縄県郡編制ニ関スル件」(→No.3)の公布によって、尖閣諸島が八重山郡の所属となったことが確認できる。

なお、尖閣諸島4島(魚釣島、北小島、南小島、久場島)は、1902年(明治35年)の沖縄県令49号によって大浜間切登野城村に編入されるが(→No.7、No.8)、1896年(明治29年)はその前であるため、地名に登野城村の記載がない。

内容見本

沖縄県統計書

凡例

一 本書八明治二十八、二十九、両年分合併編纂シタルモノニシテ本書中暦年調ニ係ルモノハ明治二十八、二十九、両年ニ於ケル事実ヲ掲ケ会計年度ニ係ルモノハ明治二十七、二十八、両年度ノ事実ヲ掲載スルモノナリ而シテ尚ホ四五年前ニ於ケル彼我事物ノ消長如何ヲ对此センカ為メ出来得ル丈ケノ事実ヲ蒐集シ各表ノ末尾ニ於テ総テ之ヲ列載シ以テ通覧ノ便ニ供セリ

一 本書中部門ヲ分テ二十三門トス第一土地、第二戸数及人口、第三農業、第四牧畜、第五山林、第六漁業、第七鎮業、第八工業及製造第九土功、第十商業、第十一貨幣ノ融通、第十二賃金及物価、第十三交通、第十四貯蓄、第十五褒賞、第十六衛生、第十七社寺、第十八教育及新聞紙、第十九警察、第二十監獄、第二十一財政、第二十二国税、第二十三官吏及文書是ナリ

(略)

明治三十三年六月 沖縄県内務部第一課

(略)

名称 魚釣島(無人) 久場島(無人)

所属 八重山郡 同

地名 石垣島 石垣島

(略)

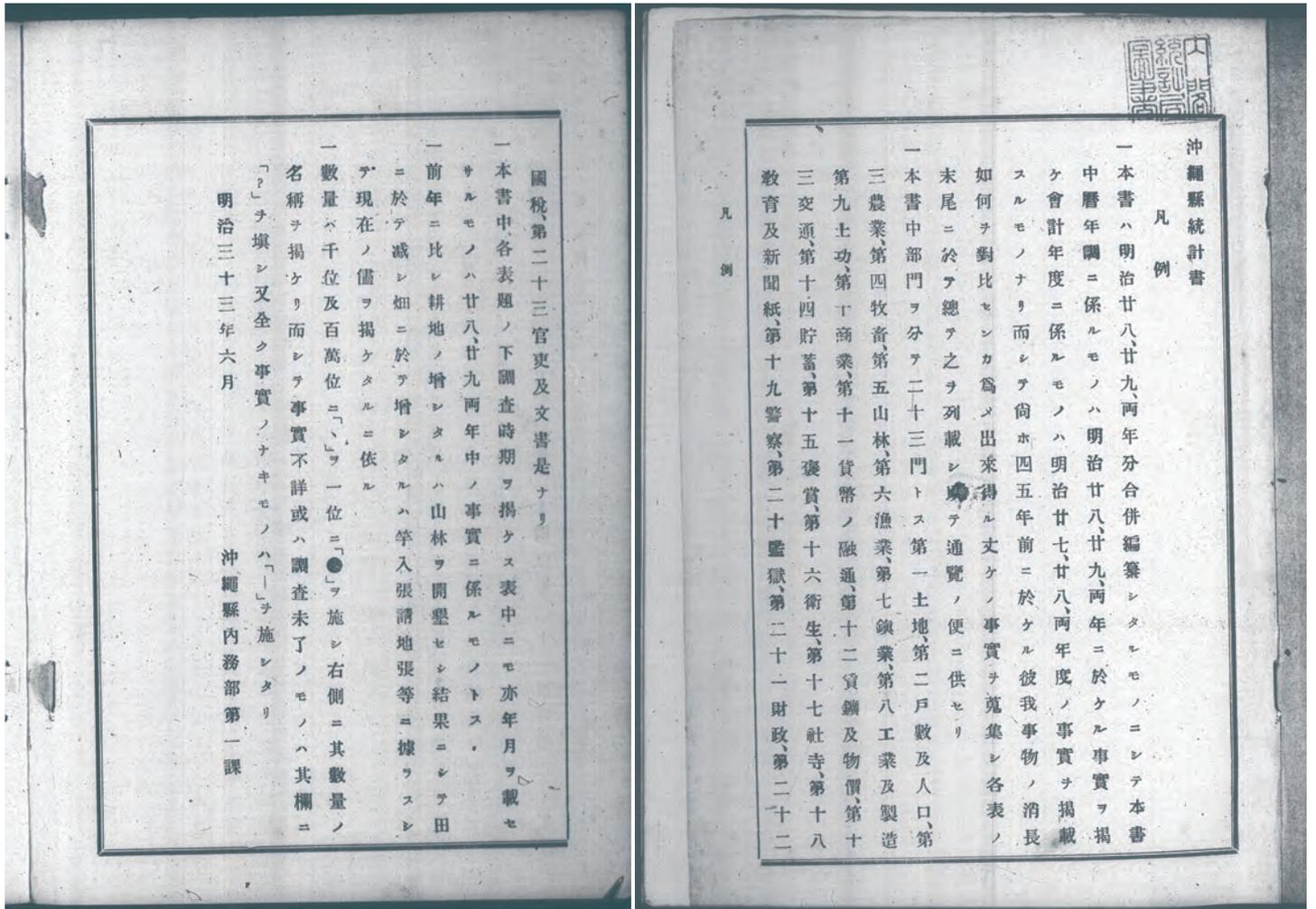
周囲[※] 二・一三 三・一一

(略)

※ 久場島の周囲が3里11丁(約13km。1里=3.9273km、1丁=109.09mとして計算した場合)、魚釣島の周囲が2里13丁(約9.3km)と記載されているが、実際は久場島より魚釣島の方が周囲は大きく、数値は正確ではない可能性がある。

作成年月日	1900年(明治33年)6月28日
編著者	沖縄県内務部第一課
発行者	沖縄県
収録誌	沖縄県統計書明治28-29年
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	沖縄県公文書館
利用方法	沖縄県公文書館で利用手続きを行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



沖繩縣統計書

凡例

一本書ハ明治廿八、廿九、兩年分合併編纂シタルモノニシテ本書
 中曆年調ニ係ルモノハ明治廿八、廿九、兩年ニ於ケル事實ヲ掲
 ケ會計年度ニ係ルモノハ明治廿七、廿八、兩年度ノ事實ヲ掲載
 スルモノナリ而シテ尙ホ四五年前ニ於ケル彼我事物ノ消長
 如何ヲ對比センカ爲メ出來得ル丈ケノ事實ヲ蒐集シ各表ノ
 末尾ニ於テ總テ之ヲ列載シ覽テ通覽ノ便ニ供セリ

一本書中部門ヲ分テ二十三門トス第一土地、第二戸數及人口、第
 三農業、第四牧畜、第五山林、第六漁業、第七鑛業、第八工業及製造
 第九土功、第十商業、第十一貨幣ノ融通、第十二貢納及物價、第十
 三交通、第十四貯蓄、第十五褒賞、第十六衛生、第十七社寺、第十八
 教育及新聞紙、第十九警察、第二十監獄、第二十一財政、第二十二

凡例

國稅、第二十三官吏及文書是ナリ

一本書中各表題ノ下調査時期ヲ掲ケス表中ニモ亦年月ヲ載セ
 サルモノハ廿八、廿九兩年中ノ事實ニ係ルモノトス。

一前年ニ比レ耕地ノ増シタルハ山林ヲ開墾セシ結果ニシテ田
 ニ於テ減シ如ニ於テ増シタルハ竿入張請地張等ニ據ラスレ
 テ現在ノ儘ヲ掲ケタルニ依ル

一數量ハ千位及百萬位ニ、一一位ニ●ヲ施シ右側ニ其數量ノ
 名稱ヲ掲ケリ而シテ事實不詳或ハ調査未了ノモノハ其欄ニ
 「？」ヲ填シ又全ク事實ノナキモノハ「」ヲ施シタリ

明治三十三年六月

沖繩縣内務部第一課

所蔵：沖繩県公文書館

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

土地

入場島(無人)	仲ノ御拜島(無人)	外離島(無人)	内離島	茅真島(無人)	真那國島	黒島	新城島	波照間島	鳩間島	西表島	小濱島	竹富島	石垣島	下地島(無人)	水納島	多良間島
全	全	全	全	全	八	全	全	全	全	全	全	全	八	全	全	宮
石垣島	全	全	西表島	小濱島	重山郡	全	石垣間切	大濱間切	宮良間切	三間切	宮良間切	石垣間切	重山郡	下地間切	多良間島	古郡
?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?
?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?
三・二	〇・三〇	二・〇九	?	〇・三二	七・〇〇	三・〇九	三・二二	五・〇〇	〇・三三	二・九三	四・〇八	二・二二	三・三三	一・一八	一・〇〇	一・三〇
?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	入重山郡石垣間切登野城村	全	全	全
登野城村	崎山村	全	西表村	小濱島	全	全	全	全	全	全	全	全	那覇港	全	多良間島	全
三・〇〇	二・七〇	二・五〇	一・一〇	二・〇〇	二・九〇〇	八・〇〇	六・〇〇	二・三〇〇	二・三〇〇	二・七・六〇	六・〇〇	三・七〇	二四・〇〇	二・〇〇	一・五〇	二六・〇〇

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

年次	空 氣		壓 力		空 氣		温 度		水 蒸 氣		雲 量
	平均	最高	最高	最低	平均	最高	最高	最低	均 強	均 平	
二十五年	七五・七	七三・〇	一・三三	七〇・四	二二・九	三三・八	八・二三	七・八	二・三〇	一六・一	七六
二十六年	七六・九	七二・一	三・七	七六・八	二二・六	三三・〇	七・七	七・七	一・三	一五・一	七五
二十七年	七〇・五	七三・六	三・三	七六・七	二三・〇	三三・三	八・三	七・八	一・三	一五・九	七六
二十八年	七〇・一	七二・六	二・三〇	七五・五	二二・七	三三・一	八・九	六・七	一・三	一五・六	七七
二十九年	七〇・六	七三・〇	一・三三	七五・〇	二三・三	三三・八	七・六	七・七	二・六	一六・一	七二

名 稱	所 属 地 名	位 置	周 圍 面 積	本 島 へ の 距 離
魚釣島(無人)	八重山郡 石垣島	測点地名 經度 緯度	二・三	九六・〇〇
南大東島(無人)	尻 郡	?	?	三三・〇〇
北大東島(無人)	全	?	?	三三・〇〇

本表及ヒ以下二表ハ那覇測候所ニ於テ觀測セシモノトス「空氣ノ壓力ハ耗ヲ以テ示シ温度ハ攝氏ノ度ヲ以テ示ス」水蒸氣張力ハ空氣中ニ含有スル水蒸氣ノ分量即チ重量ヲ示ス温度ハ空氣ノ乾温セル割合ヲ示スモノニシテ其度ハ空氣ノ水蒸氣ヲ飽和

本表周圍ハ實測セシモノニアラス口碑ノ傳ル處ニ依テ掲載ス

第一 氣象ノ一

①尖閣諸島の所轄



土地整理事業による測量の結果作成された図面

八重山郡大浜間切登野城村全図

1902年(明治35年)12月

資料概要

沖縄県の臨時土地整理事業による測量の結果、調製された尖閣諸島4島(久場島、魚釣島、北小島、南小島)の図面。「明治35年12月 臨時沖縄県土地整理事務局 製図 臨時雇当真嗣雄」という記述がある。

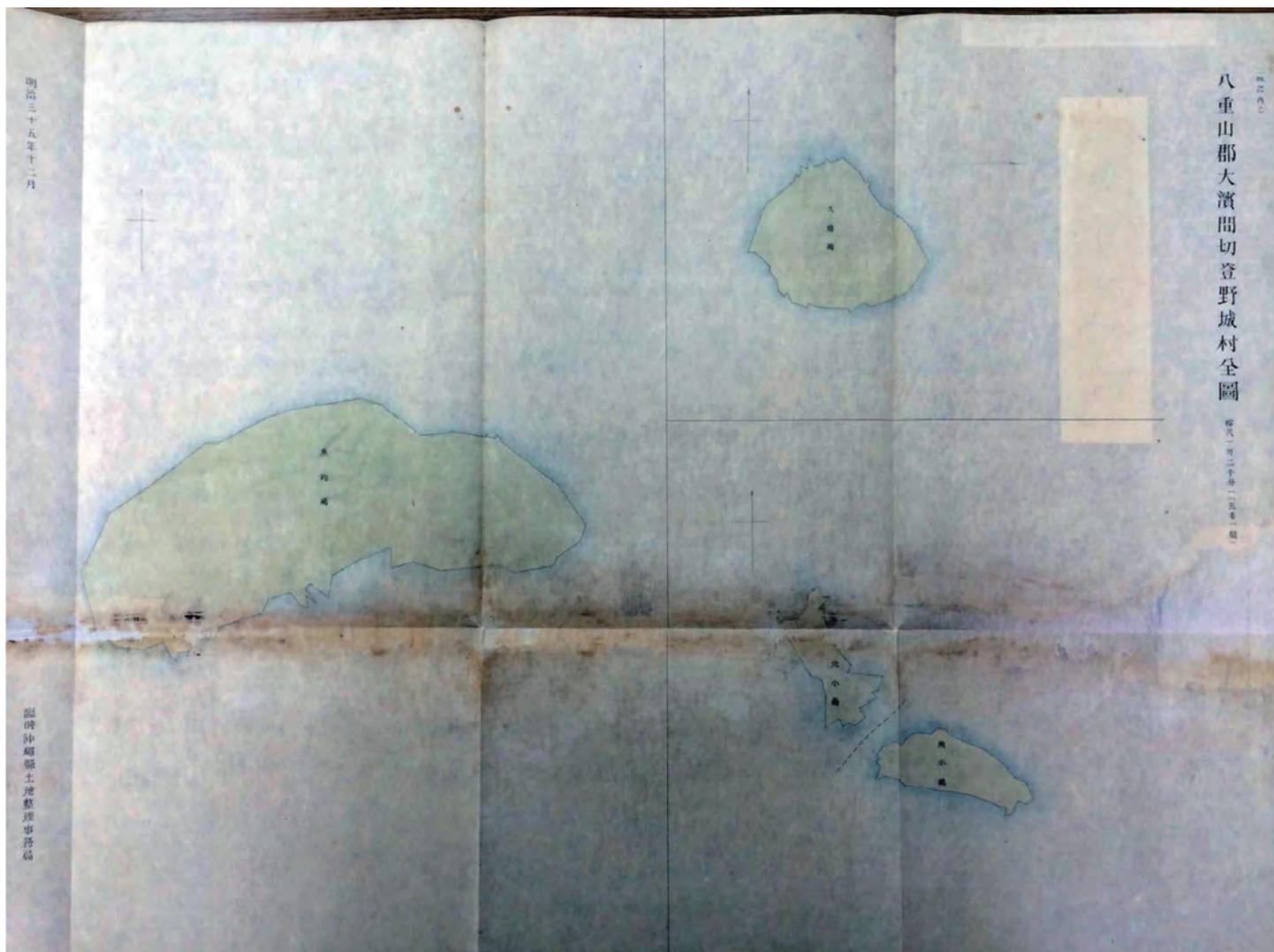
1899年(明治32年)に沖縄県土地整理法が制定され、同法に基づき設置された臨時沖縄県土地整理事務局は、県内の土地整理事業(測量及び地租改正)を実施し、沖縄本島は1903年(明治36年)、宮古・八重山諸島は1902年(明治35年)に事業を完了した。

内容見本

八重山郡大浜間切登野城村全図
縮尺一万二千分一(五毛一間)
久場島 魚釣島 北小島 南小島
明治三十五年十二月
臨時沖縄県土地整理事務局

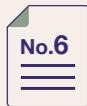
作成年月日	1902年(明治35年)12月
編著者	当真嗣雄
発行者	臨時沖縄県土地整理事務局
収録誌	八重山郡大浜間切登野城村全図
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	無
所蔵機関	石垣市教育委員会市史編集課
利用方法	石垣市教育委員会市史編集課に問い合わせを行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



所蔵：石垣市教育委員会市史編集課

①尖閣諸島の所轄



土地境界を確定するための久場島の図

公図(謄本) [沖縄県石垣市 登野城 久場島]

1902年(明治35年)

資料概要

「八重山郡大浜間切登野城村全図」(→No.5)と対になる公図(土地の位置や形状を確定するための地図)の久場島部分である。1902年(明治35年)に臨時沖縄県土地整理事務局が実施した土地整理事業において、宮古及び八重山諸島を測量した結果作成された(P5参照)。

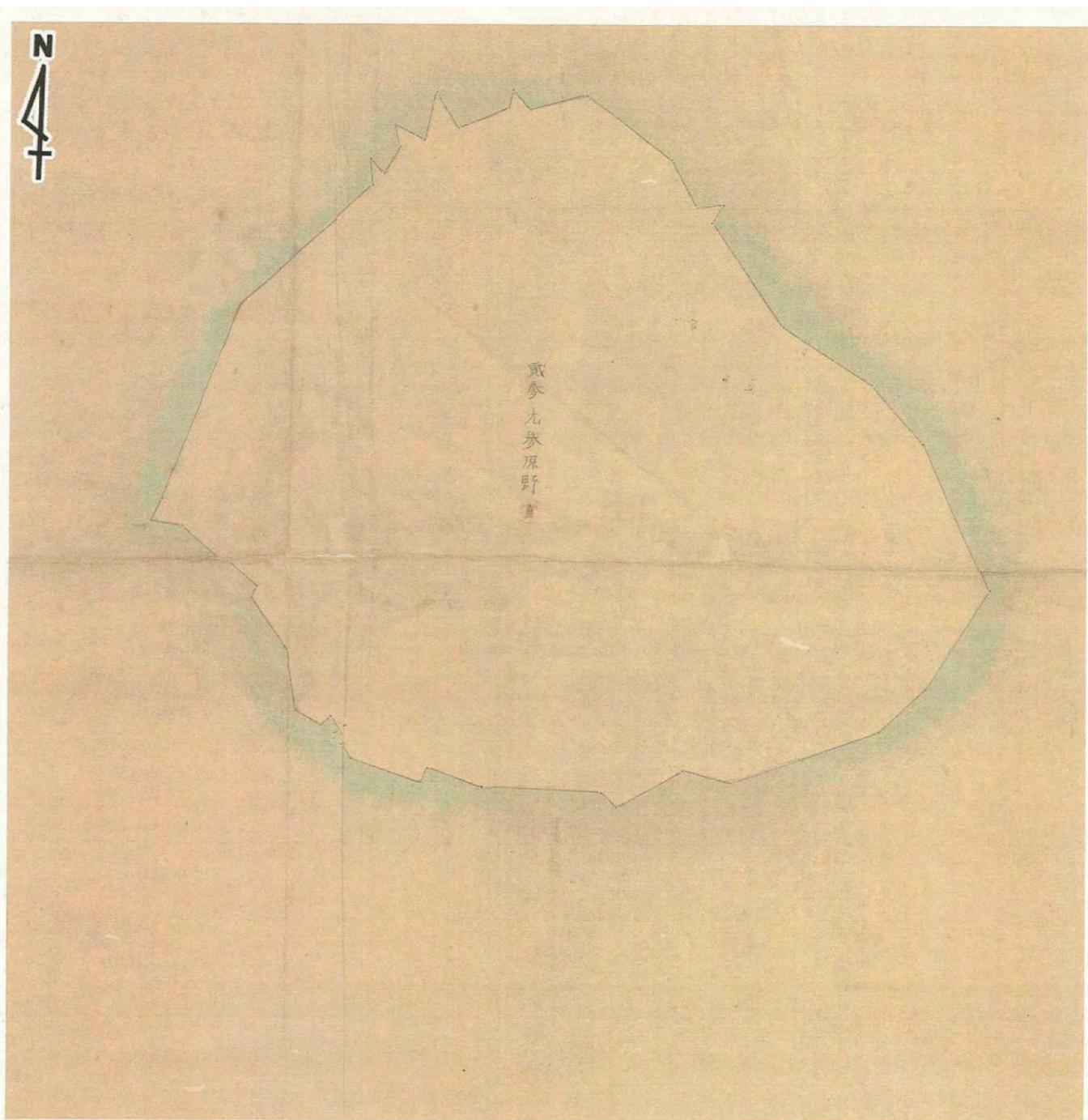
公図の久場島に付された番地は「二二九三」(原野)となっている。公図にある他の島の番地は、南小島「二二九〇」、北小島「二二九一」魚釣島「二二九二」となっている。

内容見本

(久場島の図) 貳参九参原野

作成年月日	1902年(明治35年)
編著者	-
発行者	那覇地方法務局石垣支局
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	無
所蔵機関	那覇地方法務局石垣支局
利用方法	那覇地方法務局石垣支局で利用手続きを行う

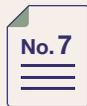
本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



(注)地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

所蔵：那覇地方法務局石垣支局

①尖閣諸島の所轄



尖閣諸島4島を八重山郡大浜間切登野城村の小字に編入する告知 明治35年沖縄県令第49号

1902年(明治35年)12月3日
『沖縄県令達類纂』上, 1906年刊

資料概要

魚釣島、久場島、その他附近の島嶼を沖縄県八重山郡大浜間切登野城村の区域に編入する沖縄県令(1902年(明治35年)12月3日付)。沖縄県が発出した各種の命令を編纂した1906年(明治39年)版の『沖縄県令達類纂』上のうち、「第二類 制度 第二章 郡区間切島」に収録されている。

字名は、別冊の通り定めるとしているが、この収録誌では省略されている(1911年(明治44年)11月10日付の『沖縄県令達類纂』上には別冊が収録され、小字として尖閣諸島4島(南小島、北小島、魚釣島、久場島)が記載されている→No.8)。

この措置により、現在まで続く尖閣諸島の地方行政上の位置づけが確定したものと考えられる(P6参照)。

内容見本

第二類 制度 第二章 郡区間切島

◎県令第四十九号(明治三十五年十二月三日)

宮古郡砂川間切西里村字西里添村ヲ分割シテ西里添村トシ同間切下里村ヲ分割シテ下里添村トシ平良間切仲宗根添村ヲ分割シテ東仲宗根添村トシ全間切池間添村ヲ分割シテ池間添村トシ同間切前里村字前里添村ヲ分割シテ前里添村トス八重山郡魚釣島久場島其他附近ノ島嶼八大濱間切登野城村ノ区域ニ編入ス

宮古、八重山両郡各間切内ノ村ノ区域並字名ハ別冊ノ通り定ム

(別冊略)

(略)



那覇市歴史博物館

作成年月日	1902年(明治35年)12月3日 『沖縄県令達類纂』上, 1906年刊
編著者	沖縄県内務部第一課
発行者	[沖縄県]
収録誌	『沖縄県令達類纂』上(横内家文書)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	那覇市歴史博物館
利用方法	那覇市歴史博物館で利用手続きを行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

第二類 制度 第二章 郡區間切島

● 縣令第四十九號 (明治卅五年十二月三日)

宮古郡砂川間切西里村字西里添村ヲ分割シテ西里添村トシ全間切下里村字下里添村ヲ分割シテ下里添村トシ平良間切東仲宗根添村ヲ分割シテ東仲宗根添村トシ全間切池間村字池間添村ヲ分割シテ池間添村トシ全間切前里村字前里添村ヲ分割シテ前里添村トス八重山郡魚釣島久場島其他附近ノ島嶼ハ大濱間切登野城村ノ區域ニ編入ス

宮古、八重山兩郡各間切内ノ村ノ區域並字名ハ別冊ノ通り定ム

(別冊略)

● 縣令第三十四號 (明治卅六年十月一日)

島尻郡小祿間切儀間村ノ内屋良座、蚊原、儀間、湖城村ノ内湖城、新前原、小祿村ノ内落平原、前上原、及眞和志間切牧志村奈利久保原、十貫地原、牧志、名嘉志、前原、壺屋後原、瀬邊松尾原ヲ郡屬區ニ編入シ儀間村ノ内屋良座、蚊原、儀間、湖城村ノ内湖城、新前原小祿村ノ内落平原、前上原ヲ以テ字垣花、牧志村奈利久保原、十貫地原、牧志、名嘉志、前原、壺屋後原、瀬邊松尾原ヲ以テ字牧志ト稱ス

本令ハ明治三十六年十二月一日ヨリ旅行ス

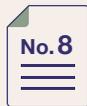
● 縣令第十七號 (明治卅八年三月廿九日)

島尻郡具志川間切大田村ノ内字仲泊字瀬壽ノ一部ヲ分割シテ島島村トス

● 縣令第三十六號 (明治卅六年十月廿一日)

島尻郡小祿間切安次嶺村ノ内鏡水原字伊保原同間切儀間村ノ内字蚊坂字名座原字下田原字箕隅原字土砂場字増過原字水溜屋原字崎原ヲ分割シテ鏡水村トシ豐見城間切田頭村及我那覇村伊良波村宜保村名嘉地村ノ内字東原字前原字丹無小字西原字米原字中原字南原字濱原字瀬長ヲ以テ志茂田村トシ田原村

①尖閣諸島の所轄



尖閣諸島が八重山村の所属となったこと、小字名が確認できる資料 明治35年沖縄県令第49号(別冊)

1902年(明治35年)12月3日
『沖縄県令達類纂』上, 1911年刊

資料概要

沖縄県臨時土地整理事業を受け、1902年(明治35年)に発出された宮古、八重山諸島の行政区画再編を定める県令。この県令49号によって、魚釣島、久場島、北小島、南小島は八重山郡大浜間切登野城村の小字として編入された。

1906年(明治39)年編纂の『沖縄県令達類纂』上(→No.7)に収録されている明治35年沖縄県令49号では、字名の記載が略されているが、この、1911年(明治44年)編纂の『沖縄県令達類纂』上には、字名が示された別冊が掲載されている。

別冊には、「明治四十一年三月二十八日県令第二十二号ヲ以テ四ヶ村設置ニ付改ム」と注釈が付されており、これは、1907年(明治40年)に沖縄県及島嶼町村制が施行され、八重山郡にこれまで置かれていた宮良間切、大浜間切、石垣間切が廃止され、翌1908年(明治41年)に新たに八重山村が置かれたことを指すと考えられる。尖閣諸島4島(南小島、北小島、魚釣島、久場島)もここで八重山村の所属となった(P6)。

内容見本

第二類 制度

第六章 郡区町村

○県令第四十九号(明治三十五年十二月三日)

(略)八重山郡魚釣島久場島其他附近ノ島嶼八大浜間切登野城村ノ区域ニ編入ス

宮古、八重山両郡各間切内ノ村ノ区域並字名八別冊ノ通り定ム

(別冊)

(略)

八重山郡

八重山村

(略)

○字登野城

(略)字南小島 字北小島 字魚釣島 字久場島

(略)

※1 明治44年(1911年)編纂の『沖縄県令達類纂』上は、明治12年(1879年)より明治38年(1905年)12月に至る『沖縄県令達類纂』上(→No.7)に削除訂正を加え、更に明治39年(1906年)1月から明治44年(1911年)4月に至る現行令達を収集増補再版したもの。

作成年月日	1902年(明治35年)12月3日 『沖縄県令達類纂』上, 1911年刊
編著者	沖縄県
発行者	沖縄県
収録誌	『沖縄県令達類纂』上
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	京都大学法学部図書室
利用方法	京都大学法学部図書室で利用手続きを行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

北緯二十四度三十二分三十秒東經百三十一度十九分ニ在ル島嶼ヲ沖大東島ト稱シ自今其郡大東島

明治四十一年三月二十
八日縣令第二十二號ヲ
以テ四々村設置ニ付改

ノ區域ニ編入スヘキ旨内務大臣ヨリ訓令相成候條其旨相心得ヘシ
○縣令第四十九號 (明治三十五年十二月三日)

宮古郡砂川間切西里村字西里添村ヲ分割シテ西里添村トシ同間切下里村字下里添村ヲ分割シテ下里添村トシ平良間切東仲宗根添村ヲ分割シテ東仲宗根添村トシ同間切池間村字池間添村ヲ分割シテ池間添村トシ同間切前里村字前里添村ヲ分割シテ前里添村トス八重山郡魚釣島久場島其他附近ノ島嶼ハ大濱間切登野城村ノ區域ニ編入ス
宮古、八重山兩郡各間切内ノ村ノ區域竝字名ハ別冊ノ通り定ム

(別冊)

平良村

字松原

字ウエニヤ 字ナカムイ 字大後 字サフタ 字ミアクテ 字オブガフ 字ウツマ 字バ
ヲフク 字シバリ 字マスハリ 字ミノバリ 字棚原 字アラシ 字イリメゴシ 字マツ
ザ 字ミナバ 字ヨナヲフク 字ビサガツハナ 字カアラ 字長原 字ビガア 字ビヤフ
タ原 字トウズゴ 字シカチ 字アガリトウズゴ 字ユミバリ 字カヅアミチ 字オ
ブドウ 字ウエバリ

字下里

字西里 字南方 字大嶺 字アマヒサ 字南原 字神屋 字大三俵 字大原 字ヨシキ底
字馬場 字嶺原 字東大原 字腰原 字南腰原 字七原 字アカウフタ 字地盛 字眞久
底 字南久底 字山仲 字カナイタ 字鏡原 字上地盛 字鏡原山
字西里

第二類 制度 第六章 郡區町村

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

明治四十一年三月二十
八日縣令第二十二號ヲ
以テ八重山郡全區域ヲ
一村ニ改ム

字佐和田

字神山原 字野福原 字家後原 字計田原 字野迫原 字山浦原 字下リ原 字讀谷原

字深底原 字大野原 字白鳥原 字西方原 字世主原 字前原 字下地

字國 仲

字屋敷 字大崎 字砂川 字上原 字美里 字西屋知 字伊端 字南下地 字中下地 字

北下地 字西下地

字仲 地

字東下地 字中下地 字西下地 字南方原 字屋敷 字西方原 字家後原 字上原

字前里添

字佐那濱 字佐那濱底原 字鯖置 字中横嶽 字東横嶽 字北新城 字西火山 字東火山

字横嶽 字南新城 字出原川 字鍋底 字大仁道 字恩地川 字西染鶴 字西横嶽 字東

染鶴 字洲神 字棒原

字池間添

字佐那濱 字下桃山 字底原 字下牧 字挾間 字積上 字不茂地 字山座 字中牧 字

上桃山 字佐那濱底原 字黒岸 字上牧 字赤打 字コンマブキヤ 字長山 字南長山

字屋良部ヶ崎 字南コンマブキヤ 字喉嚨 字バビ山 字横岳 字東火山 字南バビ山

字坐カ屋 字大坐カ屋 字勢込 字石川 字惣計底 字スー原 字大長 字佐和田屋 字

竹中 字竹中後 字火山 字息嶽 字伊良部屋後

八重山村

八重山郡

第二類 制度 第六章 郡區町村

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

第二類 制度 第六章 郡區町村

一八〇

字大川

字東ノハカ 字中ノハカ 字西之ハカ 字東真地 字西真地 字本名 字長間 字嵩原
字中垣 字志原 字ブンニ 字番名 字大川山

○字登野城

字村内 字天川 字糸敷 字山原 字仲道 字赤生 字仲須目 字大榭 字マチャフチャ
字阿武名 字小波本 字田原 字南上原 字ナア山 字北上原 字ナケイ 字山根 字バ
ンナ 字スイナ 字バラビ道 字嵩田 字南小島 字北小島 字魚釣島 字久場島

字真榮里

字屋敷 字西原 字前原 字撫原 字宮島 字慶田山 字東原 字田原 字上原 字シイ
原 字川良原 字真榮里山

字平得

字中村 字西原 字平得 字田原 字東上原 字中上原 字西上原 字西中上原 字地底
字大俣 字山田

字大濱

字上屋敷地 字下屋敷地 字南大濱 字高田原 字田原 字フルスト 字南後原 字後原
字石橋原 字浦原 字カンド原 字船看原 字大道原 字ヨナタ原 字カンジ原 字辻ア
イクル原 字東アィクル 字西浦原 字辻原 字上辻原 字アィクル原 字川良原 字牧
場 字内原 字米地原 字迎田原 字武那田原 字底原

字上原

字那利崎 字船浦 字伊武田 字鳩離

字西表

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

①尖閣諸島の所轄



大正島の八重山郡石垣村編入、字名設定を公告する官報 官報(第2507号)

1920年(大正9年)12月9日

資料概要

大正島を1920年(大正9年)2月17日付けで八重山郡石垣村に編入し、字登野城大正島と称する(3月18日付け)ことを沖縄県が公告した官報。

官報には、沖縄県及島嶼町村制第3条により、その島嶼を内務大臣の許可を経て八重山郡石垣村の区域に編入すること、また、その島嶼を「大正島」と名付け、宇登野城の小字に編入することが記載されている。公告は1920年(大正9年)12月9日付けで、同年2月17日より施行したとある。

内容見本

◎所属未定地編入

北緯二十五度五十三分五十五秒東経百二十四度三十三分五十二秒ニ在ル島嶼ハ所属未定地ニ付沖縄縣及島嶼町村制第三条ニ依リ内務大臣ノ許可ヲ經テ八重山郡石垣村ノ区域ニ編入シ本年二月十七日ヨリ施行セリ

大正九年十二月

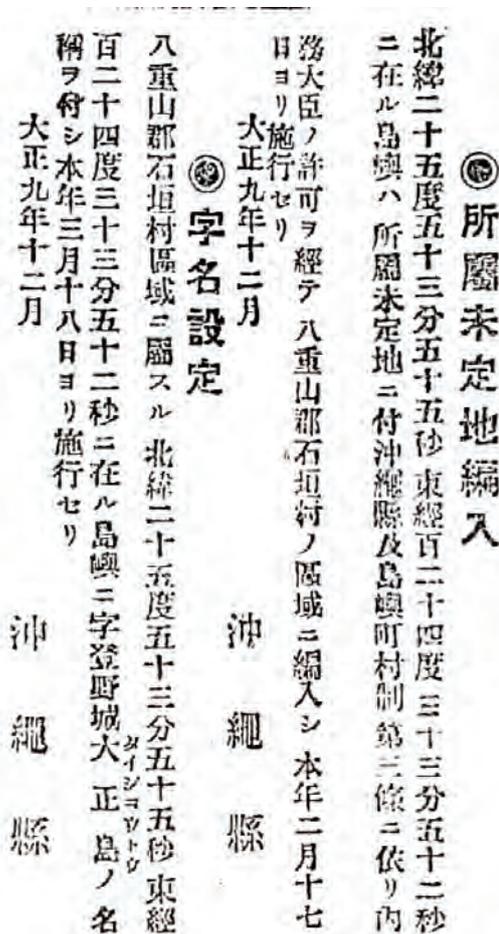
沖縄県

◎字名設定

八重山郡石垣村区域ニ属スル北緯二十五度五十三分五十五秒東経百二十四度三十三分五十二秒ニ在ル島嶼ニ字登野城大正島ノ名稱ヲ付シ本年三月十八日ヨリ施行セリ

大正九年十二月

沖縄県



拡大画像 所蔵:国立国会図書館(デジタルコレクション)

作成年月日	1920年(大正9年)12月9日
編著者	-
発行者	沖縄県
収録誌	官報
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館
利用方法	国立国会図書館で利用手続きを行う (デジタルコレクションで閲覧可能)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

②法令の適用範囲



葉煙草専売法を施行しない地域に魚釣島を含める勅令

勅令第百六十九号 [葉煙草専売法ヲ施行セサル地方指定]

1897年(明治30年)5月31日

資料概要

1897年(明治30年)5月31日付けで公布された、葉煙草専売法を施行しない地方を指定する勅令(御署名原本)。指定地のうち、沖縄県管下の離島が多くあり、その中に魚釣島が含まれている。この資料からも、沖縄県の行政区分に尖閣諸島(魚釣島)が含まれていることが確認できる。

内容見本

朕葉煙草専売法ヲ施行セサル地方ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(御名御璽)
明治三十年五月三十一日

大蔵大臣伯爵 松方正義

勅令第百六十九号

明治二十九年法律第三十五号葉煙草専売法第三十條ニ依リ左ノ地方ニハ当分ノ内同法ヲ施行セス

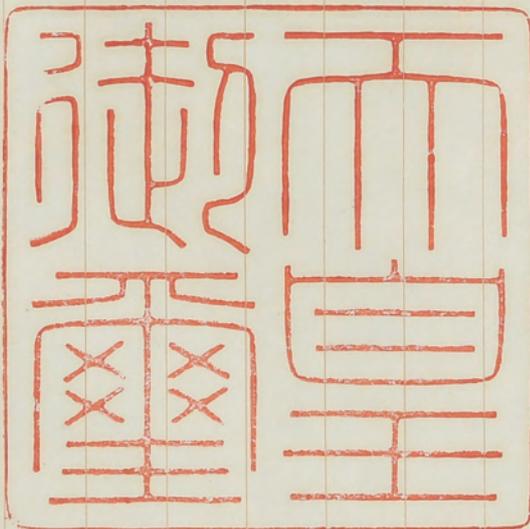
- 一 北海道庁管下國後郡、色丹郡、得撫郡、新知郡、占守郡、紗那郡、振別郡、択捉郡、檜取郡
- 一 東京府管下小笠原島及伊豆七島
- 一 鹿児島県管下大島郡ノ内硫黄島、黒島、竹島、口ノ島、卧蛇島、平島、中ノ島、悪石島、諏訪ノ瀬島、宝島、沖永良部島、與論島
- 一 沖縄県管下伊平屋島、伊是名島、具志川島、野甫島、久米島、渡嘉敷島、前島、座間味島、阿嘉島、慶留間島、久場島、粟國島、渡名喜島、鳥島、多良間島、大神島、水納島、鳩間島、波照間島、與那国島、大東島、魚釣島

作成年月日	1897年(明治30年)5月31日
編著者	内閣
発行者	内閣
収録誌	勅令第169号[葉煙草専売法ヲ施行セサル地方指定]
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館で利用手続きを行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

朕葉煙草專賣法ヲ施行セサル地方ニ關
スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

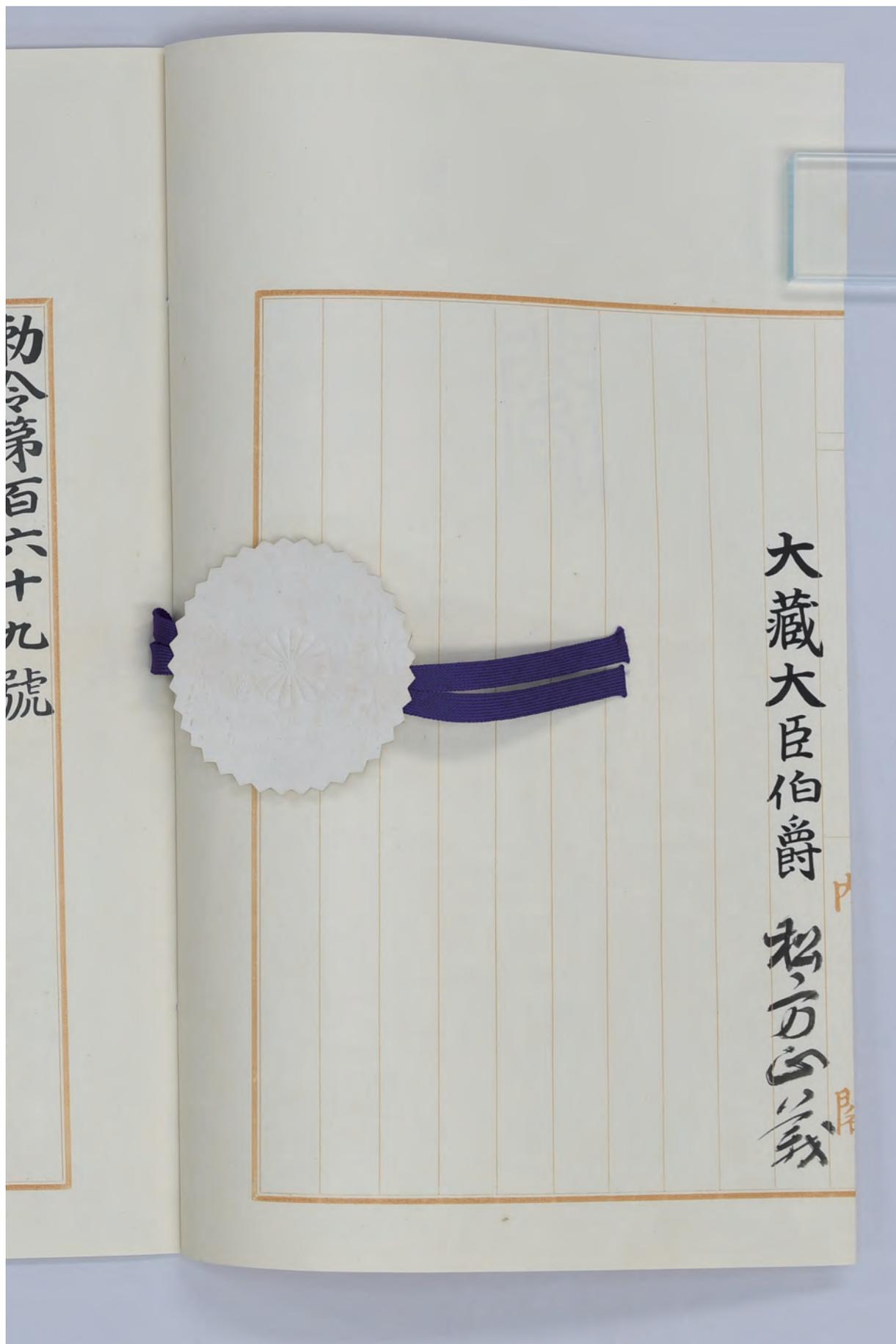
睦仁



明治三十年五月三十一日

局

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

勅令第百六十九號

明治二十九年法律第三十五號葉煙草專賣法第三十條ニ依リ左ノ地方ニハ當分ノ内同法ヲ施行セス

一北海道廳管下國後郡、色丹郡、得撫郡、新知郡、占守郡、紗那郡、振別郡、擇捉郡、檜取郡

一東京府管下小笠原島及伊豆七島

一鹿兒島縣管下大島郡、内硫黃島、黒島、竹島、口ノ島、卧蛇島、平島、中ノ島、惡石島

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

諏訪ノ瀬島、寶島、沖永良部島、與論島
 一沖繩縣管下伊平屋島、伊是名島、具志川
 島、野甫島、久米島、渡嘉敷島、前島、座間味
 島、阿嘉島、慶留間島、久場島、粟國島、渡名
 喜島、鳥島、多良間島、大神島、水納島、鳩間
 島、波照間島、與那國島、大東島、魚釣島

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

③許認可



南小島、北小島のリン鉱試掘願を不許可とする公示

鉱業事項試掘不許可(北小島、南小島)

1922年(大正11年)6月6日

資料概要

『官報』に記載された鉱業に関する資料。尖閣諸島の北小島と南小島におけるリン鉱の試掘願が出されたが、両島には既にリン鉱区として試掘権が登録されており、重複に当たるとして不許可となった。

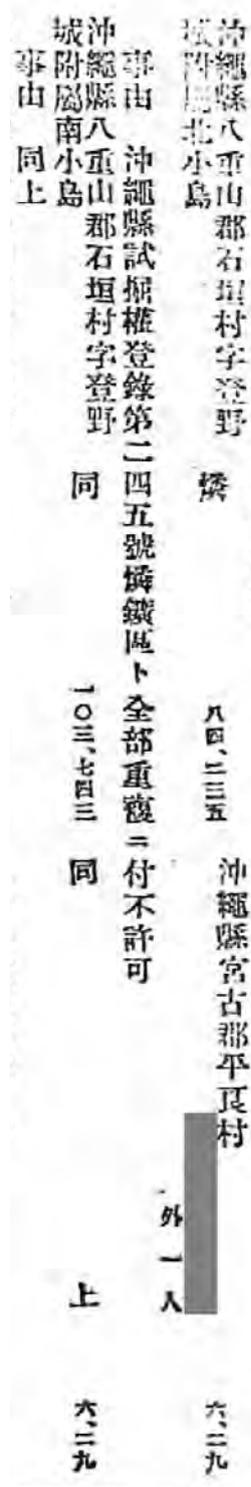
内容見本

【内容見本】

沖縄県八重山郡石垣村字登野
 沖縄県宮古郡平良村
 城附属北小島 燐 八四、二三五
 □□□□(申請者氏名)
 外一人 六、二九
 事由 沖縄県試掘権登録第二四五号燐鉱区ト全部
 重複ニ付不許可

沖縄県八重山郡石垣村字登野
 同上
 城附属南小島 同 一〇三、七四三
 事由 同上
 六、二九

※数字の単位は坪



拡大画像
 所蔵:国立国会図書館
 (デジタルコレクション)

作成年月日	1922年(大正11年)6月6日
編著者	農商務省
発行者	大蔵省印刷局
収録誌	官報 1922年06月06日
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館
利用方法	国立国会図書館で利用手続きを行う (デジタルコレクションで閲覧可能)

④ 国有地管理・処分



尖閣諸島4島払下げに関する土地価格査定調査書

沖第1238号 八重山郡石垣町大字登野城処分調査書

1930年(昭和5年)

資料概要

1930年(昭和5年)、古賀善次が尖閣諸島4島(魚釣島、南小島、北小島、久場島)の払い下げを願い出たことを受け(P7参照)、農林省熊本営林局沖縄営林署が現地調査を行った結果作成した土地価格の査定書である。

沖縄営林署は、魚釣島を2824円70銭(画像3)、南小島を46円55銭(画像4)、北小島を31円27銭(画像5)、久場島を246円35銭(画像6)と査定した。

これを踏まえ、日本政府は、1932年(昭和7年)2月20日に久場島、同年2月25日に魚釣島、同年3月31日に南小島と北小島を古賀善次に払い下げた。

北小島、久場島の処分調査書(画像5、6)については、破損を免れている部分に「売払済」「昭和七年登記」の印が見える。

内容見本

(印)[受付 熊本営林局 処第230号[昭和]5年11月21日]

沖第一二三八号 進達 検査済(印)[元山]

台帖(印)[元山]

自帖第一号 至 第 号

八重山郡石垣町大字登野城処分調査書

□□□九月十二日 処分調査員 沖縄営林署長 営林署技手帖佐豊治(印)[帖佐]

(処分調査書編綴目録用紙)

売払済	□□順次	調査番号	字 名	地 番	地 目	面 積
売払済	1	帖一	魚釣島	二三九二	原野	三五七六〇〇〇
売払済	2	//二	南小島	二三九〇	//	三一〇三一〇
売払済	3	//三	北小島	二三九一	//	二〇八四二四
売払済	□	//四	久場島	二三九三	//	八二一一二〇

作成年月日	1930年(昭和5年)
編著者	熊本営林局沖縄営林署
発行者	-
収録誌	八重山郡石垣町処分調査書
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧を行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



画像1

所蔵:国立公文書館

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

3		號 2		第 3 號	林森查調理整	野原驗	帳臺帳	表別區廢存	照合照
物		產		積		面		帖第 3 號	
		種類		實測		所屬臺帳		沖繩縣	
		單位		總數		二六〇〇〇〇		會山郡	
		總數		總材積又ハ		二〇八四三〇		石垣町	
		總數		量		〇		大字	
		合計		官收		〇		登程	
				官收分		〇		城字	
				單金		三二七〇		北小島	
				總價格		三二七〇		不要存置	
				單金		〇		番	
				總價格		〇		地目	
				單金		〇		面積	
				總價格		〇		積	
賣		公賣		特賣		通告		別區	
昭		和		昭		和		合	
七		七		六		七		計	
年		年		年		年		小	
貳		月		八		月		柴	
月		月		月		月		竹	
受		受		受		受		幼	
取		取		取		取		樹	
締		締		締		締		薪	
結		結		結		結		材	
定		定		定		定		用	
意		意		意		意		材	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		本	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		本	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		本	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		本	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		本	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		本	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		本	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		本	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		本	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		本	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		本	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		本	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		本	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		本	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		本	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		本	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		本	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		本	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		本	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		本	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		本	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		本	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		本	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		本	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		本	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		本	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		本	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		本	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		本	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		本	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		本	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		本	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		本	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		本	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		本	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		本	
定		定		定		定		石	
意		意		意		意		石	
定		定		定		定		東	
意		意		意		意		東	
定		定		定		定		本	
意									

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

④ 国有地管理・処分



調査書に添付された現地調査野帳 整理調査表 [八重山郡石垣町登野城字南小島北小島] 1930年(昭和5年)

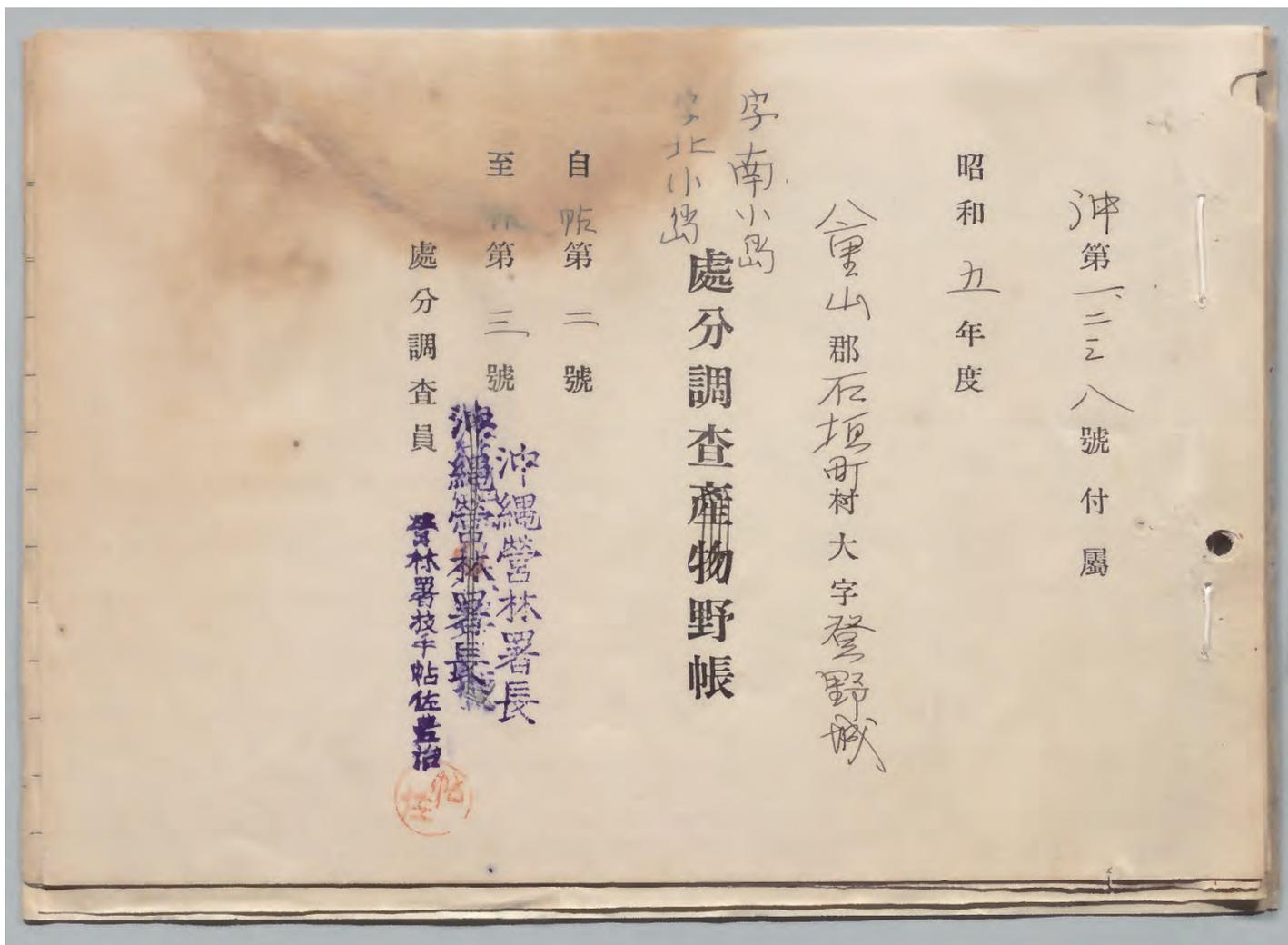
資料概要

尖閣諸島4島の払い下げに際して作成された処分調査書(→No.9)に添付された現地調査野帳(測量調査票)。表題には「沖第一二三八号付属」と記載されている(画像1)。

八重山郡石垣町大字登野城字南小島、字北小島の整理調査票(画像2-1、2-2)には、字名、地番、両島の概況、種目(原野、反別)、地質(岩石)、地勢、土地の景況、隣接地への交通(石垣町へ90哩・台湾へ約100哩)などが記載されている。

作成年月日	1930年(昭和5年)
編著者	熊本営林局沖縄営林署
発行者	熊本営林局沖縄営林署
収録誌	八重山郡石垣町大字登野城字南小島・ 字北小島処分調査野帳 昭和5年度
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧を行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



画像1

所蔵:国立公文書館

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

八重山郡 村大字

整理調査番号	調査書番号	字	地番	種目	台帳反別	実測面積	地質	地味	地勢	地況及林況
1	帖2	南小島	2.390	原野	32.7310	31.0310	岩石		大半絶崖ナリ 島ノ全部ガ岩石ニシテ海岸ヨリ断崖ノケ所多ク内部岩石ノ間ニ鳥糞積重ネタル上ニ雑繁点生スルモ原野状態ヲナス程度ニアラズ全クノ岩石地ナリ	海鳥採集地及ビ漁業根拠地
2	帖2	北小島	2.391	原野	26.1000	20.6620	岩石			

画像2-1

所蔵:国立公文書館

内容見本

整理調査番号	調査書番号	字	地番	種目	台帳反別	実測面積	地質(略)	地勢	地況及林況	交通運搬ノ関係		利用目的(略)	其他参考トナルヘキ事項
										国県道ヘ(略)	其他		
1	帖2	南小島	2.390	原野	32.7310	31.0310	岩石	大半絶崖ナル岩石地ニシテ多少緩斜及平坦地ナル岩石	島ノ全部ガ岩石ニシテ海岸ヨリ断崖ノケ所多ク内部岩石ノ間ニ鳥糞積重ネタル上ニ雑繁点生スルモ原野状態ヲナス程度ニアラズ全クノ岩石地ナリ	石垣町ヨリ90哩	台湾ヘ約100哩	海鳥採集地及ビ漁業根拠地	島ノ全部ガ全クノ岩石ノミナリシヲメニ利用ノ途ナケレトモ、海鳥類採集地ニハ最適ノケ所ナリ海鳥ハ幾十萬ト群集シヨルモ現今ハ何等利用セズ 大岩石ノ下ニ昔鳥類採集セシ時ニ築造セル水溜アリ
2	帖2	北小島	2.391	原野	26.1000	20.6620	岩石	//	//	//	//	//	//
													本島ニハ水溜ノ設備セシケ所ナシ

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

⑤登記



尖閣諸島5島の土地台帳

土地登記簿謄本(閉鎖謄本:南小島、北小島、魚釣島、久場島、大正島)

1932年(昭和7年)以降

資料概要

古賀善次に払い下げられた尖閣諸島4島(南小島、北小島、魚釣島、久場島)が登記された土地台帳。各島はその所有権の移転に伴い、土地台帳に登記されると共に、地租(不動産税)が設定された。

この土地台帳には、尖閣諸島4島の所有買取主である古賀善次の氏名、住所、各島の地目、地価、沿革、登記年月日などが記載されている。

なお、大正島は1920年(大正9年)2月17日に沖縄県八重山郡石垣村の区域に編入されたが、ほかの尖閣諸島4島とは異なり、払下の対象にならず、官有地のままとなった。

内容見本

原野	二		原野	原野	地目		字
	六 五 三 〇	六 〇			九 三 三 〇	九 八 三 〇	
							南小島
							地番
							二千二百九十番
							等級
							沿革
							登記年月日
							事故
							所有買取主住所
							所有買取主氏名
							所有
							官有
							古賀善次
							右同

石垣市字登野城(印那覇地方法務局石垣支局(印))

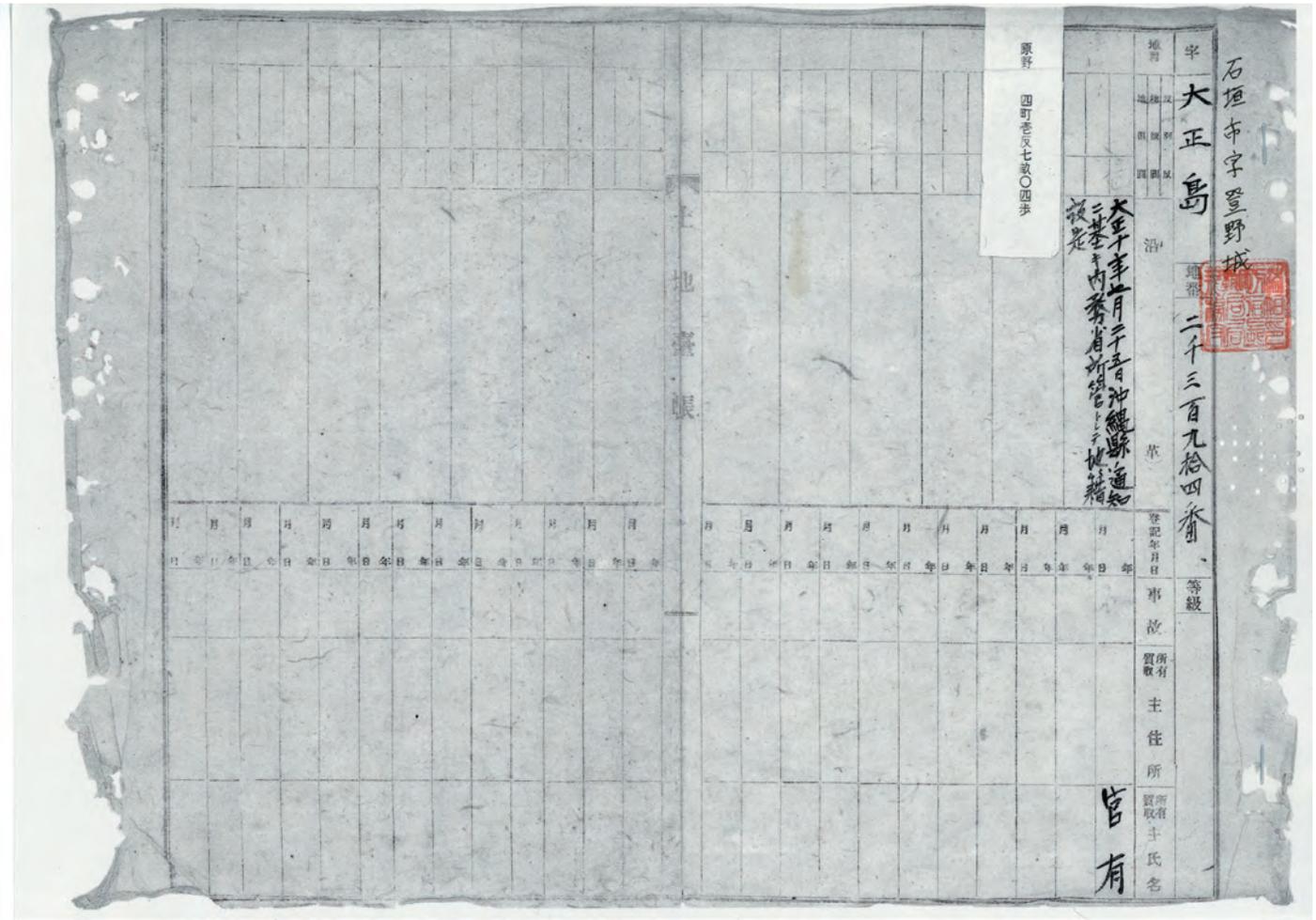
作成年月日	1932年(昭和7年)
編著者	-
発行者	那覇地方法務局石垣支局
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	無
所蔵機関	那覇地方法務局石垣支局
利用方法	那覇地方法務局石垣支局で利用手続きを行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

土地臺帳											
字	地番	地種	地積	沿革	登記年月日	等級	事故	所有	主任	住所	所有主氏名
石垣市字登野一城	南小島	田	三三〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 九八二有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	一	田	三三〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 九八二有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	二	田	六二〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 九八二有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	三	田	三三〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 九八二有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	四	田	三三〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 九八二有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	五	田	三三〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 九八二有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	六	田	三三〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 九八二有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	七	田	三三〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 九八二有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	八	田	三三〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 九八二有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	九	田	三三〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 九八二有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	一〇	田	三三〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 九八二有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	一一	田	三三〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 九八二有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	一二	田	三三〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 九八二有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有

土地臺帳											
字	地番	地種	地積	沿革	登記年月日	等級	事故	所有	主任	住所	所有主氏名
石垣市字登野一城	北小島	田	二八〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	一	田	二八〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	二	田	二八〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	三	田	二八〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	四	田	二八〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	五	田	二八〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	六	田	二八〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	七	田	二八〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	八	田	二八〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	九	田	二八〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	一〇	田	二八〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	一一	田	二八〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有
	一二	田	二八〇	昭和三十七年六月十五日借貸付格格長 有租地成三付次欄三改記	昭和三十七年六月十五日	第一					官有

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



所蔵: 那覇地方方法務局石垣支局

尖閣諸島関係資料集(vol.1)
尖閣諸島の有効な支配(1895-1945)

令和3年3月

尖閣諸島に関する資料調査及び編纂研究委員会監修

業務受託者(株式会社ストリームグラフ)作成

尖閣諸島研究・解説サイト掲載

<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/kenkyu/senkaku/index.html>

※この資料集は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、
調査・収集及び作成したものであり、この資料集の内容は
政府の見解を表すものではありません。
